

平成 25 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 25 年 9 月 27 日（金曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

管財課長 柴田 吉博

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章

会計管理者 紺野 哲哉

選挙管理委員会事務局長 今野 淳

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋惠一）

おはようございます。

今定例会、きょうが最終日でございますので、毎日同じようなことを申しますが、きょうも慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 5 号のとおりであります。

前日に引き続き、議場が暑くなってまいりましたらば、上着を脱いで御審議いただいで結構でございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において戸津川晴美議員及び江口正夫議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力願います。

5 番伏谷修一議員の登壇を許します。伏谷議員。

（5 番 伏谷修一議員登壇）

○5 番（伏谷修一議員）

おはようございます。

昨晩は東北楽天イーグルスの優勝で、復興に対するモチベーションが上がった方も多くいられたかなというふうに思います。私も田中投手の最後の白球を見て、あのストレート勝負はすばらしかったなというふうな思いを込めて質問に入りたいと思います。

通告の 1 点目でございます。

昨日、昌浦議員も同様の質問をいたしております。思いのたけをはせた口述書を連休中に書きました。しかしながら、きのうの回答でおおよそ私の思いと共通することでございますので、きょうは、この 1 問目についてはその質問の意図についてだけ述べさせていただきたいと思います。

昨日、教育長の回答の中に、学校週 5 日制は、家庭・学校・地域の連携を図り、生活、社会そして自然を学ぶ総合学習をもとに子供たちに生きる力を養うというふうなことの説明があったかと思えます。

私もちょうど平成 7 年、隔週でこの週 5 日制が始まり、平成 14 年の完全実施のときにはおのおの小学生が小学校の現場にいました。当時いろいろなメディアでは、ゆとり教育について、この本質だけではなくさまざまな意見が述べられていました。学校内、特に保護者の間でも何が述べられていたかという、例えば男女の格差をなくそう。それから競争させない。何かゆとり教育がそちらの方向に走っていつているような感も否めませんでした。特に運動会では男女の格差をなくすために、男女混合で背の高い順に徒競走させたり、あとは体操着を、当時男子はブルー、女子はえんじでした、その体操着の色を同色に

しようとか、そういうふうなことだけで保護者の間では話が進んでいたような気がします。

多賀城の今の学校では、総合学習をもとに教育は充実されていると思います。しかしながら、一方で、休日の使い方、土日の使い方によっては、スポーツ少年団、習い事をやっている子供たちはかなり充実しております。その反面、なかなかその休日を生かしていない子供たちもいるのが現実です。そこには確かにこの問題点もあるかというふうには思っております。

そして、もう一つの問題点は、学校を通した子供会とのつながり方、これがなかなか希薄になってきたのではないかと。土曜日を振りかえたことによってなかなか時間がとれなくなってきたというのは、これは地域のかかわり、本来であれば地域連携をもとに考えたこの取り組みに若干の落とし穴があったような感は否めません。

今一番地域連携の望ましいところは、それぞれの距離感とバランスが必要です。何か欠落しているからといってそこだけが悪いというふうなことを申し述べていては、なかなかその三者の連携というのは保てないような気がします。

さきの決算委員会でも述べさせていただきました。今、多賀城の問題点というのは、震災後の子供たちのいろいろな問題が生じているということをお述べさせていただきました。2年半が経過した今、この問題も徐々に出てきているのが現状です。そしてこの3年後についても、今を思えばますます増加傾向にあるということはカウンセラーの先生もおっしゃっております。今、多賀城の学校の問題を、土曜日の授業再開ではなく、このことに問題を解決するすべを図ることが得策と思ひ、この質問に至りました。

続きまして、2問目でございます。

子供育成と行政区のかかわりについてでございます。

現在、多賀城には47行政区がございます。30年前とはかなり違っているライフスタイルの変化とともに、その業績においても問題も多様化し、山積しているのは皆さんが御承知のとおりだと思います。

私は震災前、平成21年、22年に行われましたコミプロ、コミュニティプロジェクト、市内を4地区に分けて今後のまちづくりについてのいろいろな協議を図る、そういったワークショップに参加させていただきました。その中にはいろいろな世代の方が参加しておられました。ある区長さんの話によりますと、なかなか区全体が高齢化して行事もままならない、若者の参加がないんだよねというふうな疑問。それを聞いていた別な若者が、では区長さんは若いときに行政区に参加していろいろなことをやっていたらいいんじゃないか。いや、私はやっていなかったと、定年後にこういう区長をやっているんだと。であれば、やはりその辺の今までのディスカッションがなかったんですよねなんていう話がありました。

確かにそういうふうな問題というのは地域の中ではそれぞれにあると思います。この問題を解決するために、今回の大代地区を中心としました住民自治形成プロジェクトがあるかと思ひます。新たなコミュニティづくりについて、今、大代地区はいろいろと問題提起をしながら歩む道を方向性を整えております。このことについては前回の決算委員会でも申し述べましたが、やはり大代地区だけではなく同時期にやっていくべきではなかったのかなというふうに思ひます。

市長は、私が以前質問しました地域協議会についてということで質問した記憶がございます。そのときについては、将来的にはそういうふうな区分として、例えば多賀城13地区

とかそういうふうに分けて、いろいろと考えていくことも必要だという認識は持っているかと思います。そういったことも含めると、やはり地域の再編ということについても早期に対応していかなければならないのかなということを私は認識しております。

現状としては、子供会の人数にしましても、私が当時十五、六年前に子供育成会を預かっていた当時は120名ぐらいの子供会の構成メンバーがおりました。現在は30数名です。3分の1、4分の1に激減している中で、なかなか単位の行政区だけの中での行事というものがままならないことも現実でございます。こういったことを含め、単一の行政区では限界が来ている現状の改善を例えば小学校区内で検討するなど新たなコミュニティーの構築を図るべきと考えますが、市長の認識と対応について伺います。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員の御質問にお答えいたします。

1点目の土曜授業につきましては教育長からということでございますけれども、2点目の子供育成と地域のかかわりにつきましては私からお答え申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、子供育成と地域のかかわりについてでございますが、子供の健全育成に地域とのかかわりは欠かせないものです。子供は地域の行事などを通じて、世代間交流を行うことにより視野を広げ社会性を培っていくものと思います。しかしながら、少子化という流れや東日本大震災による人口移動によって、伏谷議員おっしゃるとおり、子供会活動は鈍化の傾向にあると感じております。

そのような中、地域の中で子供を育てるということから住民自治による地域づくりを進め、住民の発意により地域の実情に合った活動を行うことができるよう、単一の行政区にとどまらず今よりも広域な単位でのコミュニティーのあり方について検討しているところでもございます。

先ほど伏谷議員がお話し申し上げましたように、大代がモデルになるんじゃないかということで、来年からはそれにふさわしいような内容で大代公民館を中心としたモデルケースができ上がってくるのではないかなというふうに思います。市内を13地区ということで、それが13地区がいいのか14がいいのかちょっとわかりませんが、その辺のことも今度学区制も恐らく変わるでしょうし、さまざまな形で多賀城自体も変わっていかねばいけないというふうに思います。

同時に、子ども・子育て会議を設置いたしまして、地域のニーズや課題を反映させた支援計画策定などの取り組みを開始いたしました。これらの取り組みにおいて、地域ぐるみで子供を育てるといった環境整備、つまり新しい形でのコミュニティーについて、地域と学校、あるいは地域と家庭のあるべき姿を踏まえて、どのようなものが最も本市の実情に合うのかということを経験者の方とともに考え、お互いに理解を深めながら検討を進めていきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

伏谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

土曜授業に係る御質問のうち、1点目の週5日制の現状についてでございますが、現在の学習指導はゆとり教育と言われた時期と比べて年間授業数は、学年によって異なりますが30時間から70時間増加しております。週の時間割編成を変更して、6時間授業をふやすなどして対応しておるのが現実です。時数が足りないという状況ではありません。しかし、そのことで放課後の時間が減少することにより、これまで放課後を活用して行っていた係活動や話し合い、児童会・生徒会といった日常活動、部活動などの諸活動が窮屈になっているという状況下でございます。

2点目の文部科学省の補助事業についてでございますが、このことについては昌浦議員からの御質問でもお答えいたしました。この事業の趣旨は、あくまでも子供たちが土曜日を有意義に過ごせるように、豊かな教育環境を提供し、子供たちの成長を支えようとする取り組みを学校・家庭・地域が協働してつくっていくというものであります。したがって、今の時点では土曜日に平日同様の授業を行う形態での補助制度の利用は考えておりません。各生涯学習団体の活動やあすなろ教室などの土曜日の学習機会、地区で創出された学校支援地域本部事業のさまざまな活動を生かすことで、土曜日を有意義に活用し、子供たちの豊かな成長を支える方策を工夫、研究してまいりたいと考えております。

また、子供たちの成長や教育を支える環境としましては、塾や習い事、スポーツ少年団などもございますので、これらへの影響、さらには子供たちの負担、家庭への影響などについても十分考慮し慎重に検討していく必要があるのではないかと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上であります。

○議長（板橋恵一）

5番伏谷議員。

○5番（伏谷修一議員）

最初の質問でも申し述べたんですけれども、今の週5日制というのは、逆に学校に詰め込まれているのかなというふうに感じるころもあります。今、6時間授業が多くなり放課後の活動がなかなかできなくなってきた。例えば3年後に土曜授業が全国的に展開されるのであれば、今の現状を振りかえるだけで全然問題はないのかなという認識を持っております。逆に、なかなかいろいろな例えば行事でもそうなんですけれども、準備をする時間も減っているのかなと。子供の情操教育の中で一番大切なのは、やはりそういったところの子供たちのかかわりを持って何かなし遂げるといふ、そういったところが何か今少なくなってきたのかなというところが1点でございます。そのことについての教育長の認識を伺わせていただきたいと思います。

それとあわせて、先ほどの繰り返しになりますが、地域の子供会とのかかわり方が非常に希薄になっている現状があります。地域の子供会には入らないという世帯もかなりふえてきまして、これはもともとやはり仙台の中では町場では非常にそういうふうな傾向があらわれてきたんだという話は聞いておりました。多賀城も現在やはりそういうふうな流れになっているのかなというところを考えると、先ほども申し上げたとおり、一番やはりバランスが崩れてくるんじゃないかなというところをすごく危惧しております。その対応について教育長の考えを伺いたいと思います。

それと、市長はいろいろとやはり今後取り組んでいきたいというお話でございました。市長はもともと13地区を分けてという話を覚えておりますが、私はどうせなら小学校単位とか、この質問で書かせていただきましたが、多賀城を8協議会で分けて西部に3、中央が3、そして東部2というふうな配分にしていくのがいいのかなと。今、震災後浸水地域に現在住んでいる者として、なかなか地域活動、行政区単位での活動というところが、より囲みが多くなってきたような気がします。子供たちへ対するところよりどちらかというやはり高齢者に対する取り組みというのが、非常に今何とかしなければならぬというところが多く感じ受けます。例えば今回の敬老会にしても、今までは5地区が2つの会場で行っていたこともことは5地区が全部ばらばらに開催していると。何か当初は連携するということが伝わってきて、なかなか会場の面もあるんでしょうけれども、そこはやはり最低限八幡は八幡で行っていきながら、いろいろなお話を地域の問題を解決していくような仕組みづくりが必要なんじゃないかなというふうに特に感じております。実際に震災が来て若干おくらしているということもあるんでしょうけれども、この辺のところの外科的な手術はもう早目にやったほうがいいのではないかなと。

なぜそれを感じるかという、市長の世代と我々下の世代というのは、例えばなんですけれども、男女共同参画社会というのは、できていなかった世代の人たちがそういうことをやっていかなければならぬのかなという認識で始まったのかと思います。我々から下の世代というのは、例えば朝ごみ捨てるのは当たり前、奥さんいないときに御飯つくるのも当たり前、そういうふうなところで当たり前のことをやっていることについて、上の世代の方々は「俺ごみ捨ててるんだ」という認識を強く持っている。そういうことのずれというのが今地域に何か顕著にあらわれてきているんじゃないかなと。

どうしてもそういう頭ごなしに地域活動をするとなると、かなり難しくなっているんじゃないかなと。そういったことも解決するためには、やはりそのひもを全部一回ほどいて、どういうふうな結びつきというのが必要なのかということが最も大切じゃないかなというふうに思います。そういったことから今回こういうふうな質問をさせていただきました。この点について、もう一度市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員からさまざまなことお話ありましたけれども、今の区割りからいうと、西が3、中央が3で東が2というのは、これは行政単位ということですね。その区割りは後でまたじっくりお聞きしたいと思いますけれども、13地区と私が言ったのは、もともと多賀城は13の村が集合してできたところだということでそういう単位がいいんじゃないかなというふうに思っただけでございますから、13にするか14か15かちょっとその辺の区割りは、人口密度が高いということもあって小学校単位とか中学校単位にやるとちょっとおかしいことになるものですから、そういう単位がいいのかなというふうに思ったわけでございますけれども、事あるごとに行政区長さん方には、できるだけそういうことで集約できるような形に自然となるようなものをつくっていただきたいということは常時区長さん方にはお話ししておる次第でございます。

太宰府の井上市長は1期目のときに強引に自分で、太宰府と比べるのはちょっとひどいかなと思いますけれども、あれは何地区だったかな、分けたんですね。強引にもう1期目のうちにやっちゃったということで、余りにも強引過ぎるんじゃないかということで反対もあったそうですけれども、そういうやり方もありますけれども、私はそういうやり方はしたくないというふうに思っていますし、先ほど申し上げましたように大代が一つのモデル

ケースとなって、あるいは高橋とか新田とかそういうところも今3つあるいは4ついろいろな形でやっているわけでございますけれども、共同体としてのそれなりのコミュニケーションが図れるような、大代公民館ほどのものは大変なことではなかなかできないと思いますけれども、それにふさわしいような、集合できるような、そういう中心となる施設もこれからまとまったところに限ってはつくっていくようなこともコミュニティーとしては必要なんじゃないかなというふうに思っております。

男女共同関係に関しましては、認識的には恐らく伏谷議員あるいは深谷議員とかの世代とは我々は違うと思いますね。男と女は別物だということで、そういう社会で育ってきたものですから、私たちの後輩から女の子と一緒に遊ぶなんていうものは全く私自身も考えがつかない。そういうものを目の当たりにして驚いていたんですけれども、それが今男女共同参画社会で全くそれは不自然なく自然になってきたというのが否めない事実でありまして、私もごみも片づけますしアイロンもかけますし掃除も自分から進んでやりますしお風呂も洗いますし、やはりそれが当たり前じゃないのかなというふうに思うようになりました。

これからの時代に合った地域づくり、これは小グループで47行政区単位だけではできないものもあると思いますので、その辺の融和を図りながら、多賀城のまちづくりに向けて頑張っていきたいというふうに思います。何かあちこち飛んで申しわけありません。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

2点についてお答え申し上げます。

先ほどバランスが崩れているという点についてであります。先般の特別委員会で伏谷議員の、私もメモしたんですが、地域の連帯が希薄になっているという言葉をお話ししました。私そのときちょっとメモしたんですが、まさしく学校は地域に浮かぶ船である。これは日本の地域性から出た古い言葉であります。そういう点で、学校5日制というのは、学校を楽にさせようというふうなことではなくて、三者の教育機能を復活させようという改革でもあるんですね。ですから、地域に浮かぶ学校がなかなか難しくなっている。ただ、よしと思って、子供を何とか地域の力によっていろいろな諸活動をさせるなり地域の行事に参加させたりというふうなことが、それでよしという家庭もあります。ただ、なかなかいろいろな一人で子供を育てたり遅くまで働いたりというふうなことがあれば、その理想がなかなかうまくいかない。それで改めて教育機能を、学校を拠点にしなが、いろいろな諸活動をそこで少しやったらどうかと。やっているといっても年に3回、あるいは多いところで月1回程度が大体。この前も新聞に載りましたが、いわゆる週5日制とか土曜授業というのは、この三者の教育機能を復活させる大きな改革だと私は思っております。その点で、地域の連帯が希薄になっているというのは、これは子供を支える力の弱まりでもあり、学校を支える力の弱まりでもあるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、2つ目のなし遂げるというふうなお話がありました。教育学者のジョン・デューイは「なすことによって学ぶ」、もちろん数値にあらわれるそういうふうな部分もありますが、多くは体験を通していろいろなものを身につけていく。司馬遼太郎さんもこんなことを言っています。「体で解釈したものは身から離れない」。ですから、教育はいろいろな多様なことが子供たちを取り巻く力によって支えていくというふうになれば、子供たちはやはりよさを認められて、そしてまた生き生きとして、自己肯定感を持って、俺はここにいていいんだ、みんなの役に立っているんだと、そういうふうな力をやはり育ててい

くというのが学校教育といいますか、学校だけではないんですが、大きなことなんだなというふうに思いますので、今後ともそういうふうな多賀城にかつてあったやはり村落共同体とは言いませんが、そういうふうな共同体の力が教育にも向かっていくと、そういうふうなことであればいいなというふうに思っております。以上であります。

○議長（板橋恵一）

5 番伏谷議員。

○5 番（伏谷修一議員）

教育長のおっしゃったことはごもつともです。今回この質問をしようと思った背景に、たまたま万葉まつりには参加できないんですかというお尋ねがありました。万葉まつりは、その方が言うには高崎中学校を中心とした城南地区のお祭りだ、そこには私たちのところから参加できないのという話があったんですね。これも「ああ、そうか、伝え方一つでそういうふうになってしまっているんだな」と。もともとは各行政区が参加をし、各学校が参加をしていった時代があったかと思えます。今なかなか運営をすることによって運営自体を継続することが難しくなっている中で、現在こういうふうな形になってきたのかなというふうなことを思うんですけども、やはりこれも先ほどから申し上げているとおり、地域のかかわり方が弱くなってきたのかなと。やはりああいう一つのお祭りという核があればやはりその辺のところというのは浮かんでくると思うんですね。

前、総務経済の常任委員会で視察した唐津市に行ったときなんですけれども、ちょうど唐津くんちが始まる1週間ぐらい前だったかなと思うんです。各行政区の中で準備をしているんですね。それはおはやしの準備であったりとか、そういうところにみんな子供たちが夜8時以降に集まってきて、いろいろな練習をしているんです。そこから出た社会人になった人たちもやはりそのお祭りしたいからといって集まってきて、そこで一緒に共同体の祭りづくりが始まる、それがまちづくりに寄与しているんだという説明を受けてまいりました。やはり祭りというのは、一番手っ取り早いと言っては語弊があるんですけども、何かこのまちが一つになる核づくりとしての本質を見ているのかなということがあります。

これは決して自治体側に、行政にそのことをちゃんとやってくださいというのではなくて、おのおののところが感じ取るべきなんだなということを強く認識しています。そういったことに対してやはり共同してやっていくということ。今までの話はやはり当局側とあともやはり教育委員会、それから一般的な家庭、そして地域というところが、先ほどから何回も言っているとおり、この位置関係がちゃんとしていないと、学校側だけこれやってくれあれやってくれと言ってもなかなかできないのかなと。やはり地域への伝わり方を今後考えていくというところでの話を進めていきたいなと強く感じていますので、この点について、祭りというふうなことの意味合いは、教育長、どう考えているかなということですね。

市長、やはりこれは何回も言って、確かに太宰府でやってしまったがというクエスチョンマークはあるかと思えます。でも、市長の任期中といいますか、この辺までもやるんだというふうな、できれば意気込みを見せていただきたいなと。そういうものをつくったからじゃあどうなのと言われてしまうと、それは今からやるものなので、決してその先に見るものは目的があるんですけども、今やってどうなのと言われるとなかなかその辺のところに戻す言葉はないんですが、でもさっきから申し上げているとおり、バランスの関係をつくるためにもこのことはやはり学校と地域、子供会との関係も再構築できるのかなと思いますので、強くこのことを申し上げたいと思います。

○議長（板橋恵一）

答弁を求めるの。教育長。

○教育長（菊地昭吾）

この祭りというふうなことでありますが、これは地域の連帯づくりといえますか、そういうふうな点でも非常に意義があるんだろうというふうに思います。ちょうど万葉まつり、私も現場にいたときに万葉まつりはありました。行ってみると、幼児から一気に壮・老へ飛んでしまうんですね。それで、それを見ていて、ここの中につなぐ中・高校生あたりがつかないだろもっといいんだろうというふうなことで、お願いをして中学生を参加させてもらうことにしました。そのことによって今中学生、高校生なども参加して、世代がつながりつつあるのかなというふうに思います。

なお、私、祭りといえますと、山形に懇意にしている町があるんです。これは私が毎年行くんですが、そのお祭りを見ていると、3日間あそこではやるんですが、あそこと言ってどこなんだというふうに言われるんですが、これは新庄市です。そこでは世代が皆つながっているんですね。夏になると大学生も高校生も、大体祭りの中心は皆そういうふうな若者ですね。それを周りから壮・老の人が支えているというふうな感じで、あのやはり熱気は若者がどの場面で地域の中で生かされていくかというふうなことをまざまざと私は行って「ああ、うらやましいな」と思っているんですが、やはりたかが祭りではなくてされど祭りで、やはりそういうふうな何かのイベントといえますか、そういうふうなものがどんどん膨らんでいって世代がつながっていく。今、やはり世代のつながりというのが大きな課題なんだろうと思います。

ですので、これからも、この前もお話ししたんですが、もう少し小・中・高の参加する場面をふやしてもらうとありがたいかなと思って、やはり子供たち、若者の熱気というのはやはり老・壮の人の生きる力にも私はなるというふうに考えております。以上です。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田瑞生議員の登壇を許します。

（15 番 吉田瑞生議員登壇）

○15 番（吉田瑞生議員）

多賀城駅前に情報発信のモニュメント（記念碑）をつくることと、新駅舎と南北連絡通路（自由通路）の命名表記や、トイレ（化粧室）を仙石線利用者以外の人々も使用できる設置と配置を図ることなどについて質問します。

第 1 に、俳聖・松尾芭蕉と随行の河合曾良お二人の銅像と、「おくのほそ道」において「壺碑」を詠まれた一文を多賀城駅前に建立することについて伺います。

平成 13 年 9 月 29 日開業した国府多賀城駅に関し、私は平成 12 年 9 月 28 日の議会において一般質問をし、多賀城の歴史、文化遺産を象徴するモニュメントの設置を提言してきました。その結果、御案内のとおり、国府多賀城駅北口・浮島側の駅前広場に朱色の外郭南門実物の 4 分の 1 大が建立されました。このモニュメントのところには「開業国府多賀城駅 平成 13 年 9 月 多賀城市長鈴木和夫」と記された石碑があります。さらに観光案内サインが配置され、多賀城観光マップには、モニュメント・外郭南門実物の 4 分の 1 大について次のように説明されています。「神亀元年 724 年、陸奥国の国府と鎮守府が置かれて以来約 200 年間多賀城は東北の政治・軍事の拠点でした。一方で、都から多賀城に赴

任したが周辺の美しい風景に感激し詩に詠んだことから、多賀城とその周辺は「歌枕の地」として都人の憧れを集めてきました。このモニュメントは、多賀城創建当時周囲を区画する施設であった築地の南正面に置かれた南門、外郭南門復元図をもとにデザインしたものと述べられています。

この事業に対する財源の措置は、史跡のまち基金を充当しています。昭和 60 年当時、仙石線多賀城駅舎の改築工事により現在の駅舎が昭和 62 年 8 月 18 日開催の未来の東北博覧会のメイン駅としてでき上がり、その際に整備された現在の駅前広場南口に昭和 60 年 3 月につくられたモニュメントは、多賀城政庁の築地断面をデザイン化して、「史跡のまち多賀城市」と表記し、多賀城市の歴史・文化をシンボルに掲げています。このモニュメントの台座には大きな石材に「史都多賀城」の文字が記され、定礎には「昭和 62 年 3 月多賀城市長伊藤喜一郎」とあります。また、人間道路会議賞多賀城駅前線、平成 2 年 3 月 29 日の記念碑があります。台座の経年劣化が散見されるので補修が必要です。対処してください。

仙石線多賀城駅の完全開業に至り、平成 25 年 11 月 17 日には開通式が挙行される運びとなりました。本市における震災復興のシンボルと位置づける多賀城駅前の中心市街地整備が、東北随一の文化交流拠点づくりとして平成 27 年度夏に向けて取り組まれることとなり、地域文化創造拠点としての整備が進められるものと考えます。

以上、これらのことを踏まえ、平成 27 年度夏を目途に新設される多賀城駅北口駅前広場に、俳聖・松尾芭蕉と随行の河合曾良お二人の肖像と、おくのほそ道において壺碑を詠まれた一文を建立されたいのであります。

芭蕉と曾良お二人の肖像については、許六筆、芭蕉・曾良行脚図元禄 6 年作を推挙いたします。この絵は多賀城市の観光パンフレットにも用いられています。許六は、元禄 5 年秋、さんかん出府の際に芭蕉に入門しました。その画には狩野安信に学んだものと言われています。芭蕉は許六の絵を師と仰ぎ、「師が画は精神徹に入り、筆端妙をふるふ。その幽遠なところ、予が見るところにあらず」とたたえています。本点はその図柄から見て芭蕉・曾良子弟のおくのほそ道の行脚の姿を描いたものと言われております。かんしきにいう元禄 6 年春は許六が江戸で直接芭蕉に接していた時期で、画像の画貌はほぼ写生に近いものと言われています。

芭蕉と曾良が多賀城に来られたのは元禄 2 年、1689 年 5 月 8 日、陽暦 6 月 24 日のことです。芭蕉はおくのほそ道において、一文「壺碑」を詠まれました。その中で「爰（ここ）に至りて疑なき千歳の記念、今眼前に古人の心を閲(けみ)す。行脚の一徳、存命の悦び、羈旅(きりよ)の労をわすれて、泪も落るばかり也」と書きつけています。菊地市長が文献としてよく用いられる司馬遼太郎氏の「街道をゆく」、千歳、古人の心の中において、多賀城そのものが詩であると言える書き記すとともに、おくのほそ道の以下の文章はその感動をよく伝えているとして、「爰に至りて疑なき千歳の記念、泪も落るばかり也」を書き記しておるのであります。この言葉を碑に刻し建立していただきたいのであります。

第 2 に、新駅舎と南北連絡通路（自由通路）について、愛称を命名し、多賀城駅舎に表記することについて伺います。

国府多賀城駅では、平成 13 年 9 月 29 日の開業時に南北連絡通路（自由通路）について「悠久ロマン回廊」と命名し、駅舎の北側・浮島側と南側・城南側にそれぞれ連絡通路「悠久ロマン回廊」と表記されています。仙石線多賀城駅新駅舎のデザインは、奈良・平安時代から続く多賀城の悠久の歴史と未来への新しい歴史づくりをつなぐ時代に対処したのものになっています。また、駅の北側と南側を結ぶ出入口は、悠久の歴史を未来へとつ

なくものとして、多賀城政庁南門をイメージしたデザインになるとのことです。新駅舎の愛称名を北側・市役所側と南側・砂押川の出入りに表記して利用者への愛着を図りたいのであります。

第3に、多賀城駅に新設されるトイレ（化粧室）については、現状のとおり、仙石線利用者以外の人々も利用できる公衆用トイレの設置と配置について伺います。

昭和60年当時、現在の多賀城駅舎に改築される際、トイレ（化粧室）配置は仙石線を利用する乗降客の人々のみが使用する設計でありました。当時、私はこれらのご事情について問題視し、市当局によるJRとの協議によって設計を変更することを提言し、当局の御尽力により乗降者以外の人々も使用できることとなり今日の状況に至っています。

新駅舎に設置されるトイレ（化粧室）についても、現状のとおり、仙石線利用者以外の人々も利用できる公衆用トイレの配置を図るよう努めていただきたいと思います。また、JRとの対応が困難な場合には、多賀城市が駅前広場等に公衆用トイレ（化粧室）の設置と配置を図りたいのであります。

第4に、多賀城駅舎の南口と北口の広場にそれぞれ観光統一サインの車両系誘導サイン、歩行者系誘導サイン、観光案内サインで多賀城を表現することについて伺います。

歴史風土と文化交流のまち史都多賀城の里と題して、平成10年3月に策定した多賀城市観光構想基本計画に基づく平成11年に策定された観光サイン整備基本計画によって、この15年間、歴史風土と文化交流のまち多賀城を統一サインで表現してきました。平成27年夏を目途にして進められる東北随一の文化交流拠点づくりとしての整備と一体的に多賀城駅舎の南側と北側の広場に統一サインの車両系誘導サイン、歩行者系誘導サイン、観光案内サインによって、観光サイン整備計画全体コンセプト、歴史風土の近代都市融合の回廊づくりを実施されたいのであります。

観光案内サインの配置に関し、多賀城駅舎の南口広場・砂押側とその北口広場・市役所側にも配置し、国府多賀城駅北口広場・浮島側と同様に、それぞれモニュメントの説明を書き入れていただきたいと思います。多賀城駅南口広場の観光案内サインには、築地塀モニュメントの説明を記して、知見と情報発信の方策として取り組んでいただきたいと思います。多賀城駅北口広場の観光案内サインには、芭蕉と曾良の「おくのほそ道」とそのモニュメントについての説明を記して、啓蒙と普及の方策として取り組んでいただきたいと思います。

第5に、多賀城駅北口駅前広場に接続する多賀城駅北線、史都中央通線（幅員9メートルの歩行者専用道路）を平成27年夏までに供用開始することについて伺います。

都市計画道路多賀城駅線は延長220メートル、幅員17メートルの2車線、1,900平方メートルの交通広場を含む計画になっています。都市計画道路史都中央通線は延長220メートル、幅員9メートルの歩行者専用道路で、北口駅前広場から文化センターに通じる計画になっていて、幅員8メートルの城南地区政庁大路よりも幅の広い道路で、現在計画されている歩行者専用道路としては、中央公園内の南北を平安時代の幅員23メートル、延長80メートルに次ぐ幅員の大きなものとなっています。平成27年夏を目途に新設される多賀城駅北口駅前広場の完成にあわせて、多賀城駅北線と史都中央通線が供用開始されるよう取り組まれないのであります。

文化センター、歴史と音楽の城には万葉のたたずまいがあります。敷地内には大伴家持薨後1,200年記念碑と大伴家持作歌碑が建立されています。また、文化センターの館内には日下常由先生作成の絵画、古代多賀城の詩、政庁と廃寺が展示されています。家持が多賀

城で没したと見られている大伴家持終焉の地であること、日下常由先生（洋画家・河北美術展参与、宮城県美術協会名誉会員、平成 25 年 8 月 20 日死去）の功績と栄誉をたたえること、東日本大震災で亡くなられた犠牲者に尊崇の念をあらわすこと、これらのことについて、史都中央通線の沿線や仙石線北口に建設される再開発ビルに顕彰碑や記念碑や鎮魂碑や慰霊碑の建立、美術品の展示に取り組み、史都中央通線の愛称を公募されたいのであります。

以上、これらの政策課題は、菊地市長が多賀城市議会における平成 25 年 5 月 29 日の全員協議会説明会及び 7 月 9 日の東日本大震災調査特別委員会で次のように述べられたこと、すなわち、1、多賀城駅周辺の市街整備はこれまで約 40 年にわたる取り組みを続け、総額 300 億円以上の大きな投資をしてまいりました。実を結ぶ歴史的な瞬間が今ここに迫っていると実感しております。2、再開発事業を含む多賀城駅周辺の中心市街地整備事業が震災復興のシンボルと位置づけておりますと主張した上で、一つは、地域の文化創造の拠点を構築する、もう一つは、東北随一の文化交流拠点整備を実現すると述べられたことは、今ここで私が述べた政策課題そのものの施策であると思料していることを申し添え、今後の目標、国の歴史文化名所の指定を願いつつ、菊地市長の答弁を求める次第であります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

吉田議員の御質問にお答えする前に、ただいまの吉田議員からのお話の中で、万葉集に大変造詣が深く、万葉画家と称され、文化センターロビーの絵画などで多賀城にもゆかりのございます日下常由先生の御逝去に対しまして、改めて心から哀悼の意を表したいと思えます。

それでは、吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の多賀城駅前に情報発信のモニュメントをつくることについてですが、本年第 2 回定例会の伏谷議員の御質問でもお答えしましたが、本市の特別史跡多賀城跡から多賀城駅前に至る軸線上には、全国的に見ても大変貴重な歴史遺産や東北歴史博物館、多賀城市文化センターなどの文化施設があり、長い年月をかけて先人たちが培ってきた文化と歴史が融合しながら都市軸を形成しております。

また、去る 5 月 29 日に開催いたしました、ただいまも吉田議員からもありましたけれども、議員説明会で私は、悠久の歴史に培われた貴重な文化財、質の高い音楽と芸術に触れることができる多賀城のイメージを多賀城駅でさらに増幅させるためにも、文化交流拠点を構築したいとも申し上げており、その具現化のため 7 月に庁内に多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会を立ち上げたところでもございます。

そのようなことから、吉田議員の御提案につきましては、松尾芭蕉に限らず大伴家持、そして日下常由先生など多賀城にゆかりのある方々を、史都中央通線や駅前広場あるいは再開発ビルなどにおきまして何らかの形で顕彰できるように、これから幅広く検討していきたいと考えております。

2 点目の自由通路の愛称についてでございますが、駅の北側と南側を結ぶ出入口の外装は多賀城政庁南門をイメージしたデザインで、いにしへの歴史を思う出入口にふさわし

いと思っており、誰でもわかりやすく親しみやすい愛称は必要であると思います。国府多賀城駅の自由通路が市所有であるのとは異なり、多賀城駅舎は JR 所管の財産でございますので、新たに駅舎に愛称の表記をすることはなかなか困難ではございますけれども、今後、JR には働きかけてまいります。

3 点目の公衆用トイレについてでございますが、吉田議員がお話のとおり、JR では新駅舎内にトイレを設置することとしており、改札を通過した方だけが利用できる構造になる予定でございます。したがって、仙石線利用者以外の方も利用できる公衆トイレを駅前公園等に設置できるよう検討してまいります。

4 点目の観光統一サインについてですが、観光サインにつきましては、平成 11 年に策定した観光サイン整備基本計画に基づき配置基準と仕様を定めており、現在、これらのサインを市内に 33 基設置しております。御提案のありました多賀城駅周辺の観光サインの設置につきましては、観光客の方々などを的確に目的地へ案内誘導するためには必要不可欠であると認識しております。

多賀城駅周辺は、中心市街地整備計画の中で、東北随一の文化交流拠点づくりを目指す歴史と文化の都市軸の起点と位置づけていることから、その計画にあわせ多賀城をイメージした観光サインを有効的に設置できるよう、関係部署と設置時期や場所についての協議を進めてまいりたいと考えております。

最後の 5 点目の多賀城駅北線、史都中央通線の供用開始についてですが、土地区画整理事業区域内については、平成 27 年度末までに供用開始できるよう事業を進めております。また、各整理区域外の史都中央通線につきましては、庁舎施設など支障となる施設がありますことから、移転計画とも整合させながらできるだけ早い時期に供用開始できるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

松尾芭蕉・曾良おくのほそ道の壺碑の一文についてはぜひ研究を深めて、よりよい方法で先ほど紹介した許六の筆による芭蕉・曾良行脚図とあわせて選定を図っていただくことを強く望むものであります。いかがでしょうか。

そして、市長の答弁にもありました大伴家持、日下常由先生のことについても、以下、若干の提案を試みたいと思います。

大伴家持については文化センター内に碑が建立されていることも述べました。ぜひこの際、多賀城跡、いわゆる多賀城と涌谷との関係、そして聖武天皇時代のことの産金のことなどを考えて、一つは、大伴家持が詠んだ有名な和歌が高山で詠まれました。御案内のとおり「天皇（すめろぎ）の 御代栄えんと 東なる 陸奥山に 金花咲く」、これらの和歌についても、史都中央通線など駅前広場の適地に碑として建立することなどによって、涌谷町やさらには高山市との交流も万葉の面でのつながりも深まっていくのではないかと考えております。

御案内のとおり、多賀城市では平成 8 年の市制施行 25 周年記念の際に万葉フェスティバルを 20 日間にわたって開催しました。このフェスティバルは大伴家持を追慕する意図で開かれたものです。その際、当然奈良市からも太宰府市からも多賀城に代表の方が参られました。そして高岡市からも代表の方が参られました。そんなゆかりの経緯もあることも

含めて、先ほどの大伴家持の歌などもこの一つの素材として大事な扱い方を多賀城でも図るといふことに努めていただきたいと思います。

御承知のとおり、涌谷町には大きな碑があります。これは大槻文彦博士が書かれた内容でありまして、この碑を多賀城のロータリークラブの皆さんが民間交流として高岡市との交流を図る際に、俳人の市川イ水先生に依頼して拓本を取られ、それを持参して交流を図ってきた大きな足跡もあります。ぜひそれらのことも踏まえて、この涌谷町にある黄金山神社の地にある日本黄金始出地碑を大いに考え合っていただくことも願いたいと思います。

そしてさらにもう一つ紹介するならば、日下先生に関してでありますけれども、この25周年の記念のフェスティバルの際には日下先生の作品30点が文化センターに展示された経緯もあるんです。そんなことも思い起こしつつ取り扱っていただければ大変ありがたいと思います。そして漏れ何うところによると、生前、日下常由先生が、御本人の作品をいずれ多賀城市に寄贈したい旨のお話を申し述べておられたこと等を拝見するとき、言うまでもなく御遺族の意向によりますが、再開発ビルなどにおいて展示顕彰することを考え合ってみていただきたいと思います。

私がかつて千葉県の子川市の市立図書館に伺ったとき、市川にゆかりのある東山魁夷画伯の作品があつたギャラリーに展示され、多くの図書館を訪れる市民の方々が芸術鑑賞されておりました。それらのことも考え合っていくことが極めて重要な課題であると私は考えてこの第1問目の質問をしたところでした。所見を伺います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

さまざま今吉田議員からお話ございましたけれども、日下先生とのかかわりは、非常に多賀城を慕つてといふか、多賀城の発掘調査から万葉の画伯と言われるようになったといふことで、やはり多賀城への思い入れを強く持たれた方だったなといふふうにしております。「心の万葉集」、すばらしい本ができ上がって、出版記念のときも私は御挨拶させていただきましたし、また亡くなったときも私も弔辞を読ませていただいたといふふうなことで、それだけ多賀城にほれていたんだなといふ思いがいたすわけでございまして、後半に言われた再開発ビルにといふふうなお話でございますけれども、重く受けとめていきたいなといふふうな感じがいたします。

また、万葉の関係では、高岡の高橋市長も多賀城に来られました。職員も派遣しているようなこともございまして、かねてからロータリークラブもそうではございましたけれども、何らかの形で多賀城とのつながりを持ちたいと口癖のように高橋市長がおっしゃっております。ですから、この間、職員派遣のことで去年ですか私お伺いしてきたんですけれども、ぜひ何らかの形でつながりましょうといふことで、これが友好都市がいいのかそれはまだわかりませんが、万葉集といふことからいふと、大伴家持は太宰府ともつながりますし、当然奈良ともつながるし、万葉集のつながりといふのはかなり全国的に広がる可能性がありますので、その辺をただ単に高岡だけではなくて、もっとつながりをどうしたらいいかといふ関係づくりもやってみたいなといふふうな思いはするわけでございませぬ。

涌谷の関係、東大寺の別当さんが来られたときには必ず涌谷のほうにお伺いして、「天皇（すめろぎ）の御代栄えんと東なる陸奥山に金花咲く」といふ言葉のとおりでございまして、でも多賀城も、歌には当然多賀城発だといふふうには推測されるわけでございませぬ。

まして、ぜひ観光的な意味合いからいろいろな形でそういう方々とそういう土地柄とい
ろいろな形で今後とも連携できていければおもしろいまちづくりもまたできてくるんじ
やないかなというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

種々申し上げましたけれども、よろしくお取り計らい願います。

第 2 点目の駅の自由通路の愛称に関してであります。広報多賀城の 8 月号においても公
募されておられます。もう既に選定が完了されたものと思いますので、その内容につい
て、結果をあわせて御紹介願います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

市民の公募という形でさせていただきまして、名前としては北口と南口の名前を募集させ
ていただきました。結果的には「史都北口」「史都南口」という名前で最終的な決定をさ
せていただきました。

今 JR のほうにその結果を報告しまして、名前を設置するという形で今協議をしていると
いう最中でございます。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

わかりました。「史都南口」「史都北口」ということで、まさに多賀城を表現するもので
ありますから、先ほどの市長の答弁でもなかなか JR がよしとしない面があるやにも答弁
されましたけれども、ぜひ、市長も述べておられました。今後 JR には積極的に働きか
けをしていただいて、大いに多賀城のシンボルの一つでもありますから、これらの名称な
ども生かしながら表記するようにしていただくことについて、改めて伺います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

頑張ってまいりますので、よろしく願います。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

3 点目の関係について伺います。

答弁にもありましたとおり、多賀城市立の公衆用トイレ（化粧室）を独自に設置するという答弁でありました。今の JR との兼ね合いからすると私もそのような形での対応が最も必要なことだと思います。

そこで、ぜひ御紹介も願いたいんですが、多賀城の南口については大きく様相も変わってくると思います。それにあわせていわゆる南口の駅前の広場と公園についてもリニューアルされるものと判断いたします。それらのこととあわせてトイレの設置が図られるというようなことに受けとめた次第ではありますが、説明なり判断なり考え方を御披瀝願います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

まず、多賀城駅の既存の南口の駅前広場については、現在も 3,700 平米という面積がございますが、今の現在の駅舎が撤去された後、その撤去跡地が 900 平米ほどあります。その分がプラスになって合計 4,600 平米の駅前広場に生まれ変わるということで、当然リニューアルということで考えてございます。

その隣の駅前公園でございますが、今駐輪場がございますが、高架下に駐輪場ができ上がった後、26 年度末か 27 年度にはその今の駐輪場は撤去いたします。その跡地は都市公園ということでもう既に計画決定されておりますので、そこも拡張されます。ちょっと詳しい数字はあれですが、現在の公園が 2,000 平米ちよいだったと思いますが、駐輪場の跡を拡大すると約 3,000 近くの公園になります。そこに公園のトイレとしてあるいは公園の中につくるか、あるいはその隣接する高架下に JR と協議してつくるかちょっとまだ場所については決まっておりますが、いずれ公園のトイレという形であの周辺に設置したいというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

大変意欲的な取り組みで、敬意を表します。

そこで 1 点だけぜひ心していただきたいわけですが、このトイレの意匠について、ぜひ史都多賀城にふさわしい意匠を工夫していただきたい、研究していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

吉田議員の御質問がありますとおり、今の新しい高架部分が南門をイメージしたデザインで完成していますので、それに合わせて当然デザインにも配慮しながら、トイレについても十分にその辺は吟味していきたいというふうに考えてございます。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

4 点目について伺います。

3 種類のサインであります。先ほども述べましたけれども、観光案内サインはそれぞれの南口と北口に設置されると思いますが、そこにそれぞれのモニュメントの説明書きをぜひ表記していただきたいと思います。先ほども紹介しましたが、国府多賀城駅の先例に倣ってぜひ同様の扱いで取り組まれることを願うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

前例に倣って多賀城にふさわしいようなモニュメントにしていきたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

15 番吉田議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

よろしく申し上げます。

5 つ目のことではありますが、先ほどの答弁にもありましたけれども、土地区画整理区域外の史都中央通線については時期がずれるやに伺いました。若干のタイムラグがあることは承知の上であります。例えば子育てサポートセンターにしても、いわゆる市の施設等の兼ね合いがあったりこれまたして、B 棟との関係をとってみても同様のことがタイムラグ的には生じるものと判断しております。前段にありました多賀城北線の関係については、駅前広場を含めて 27 年度末までに供用開始するということでもありますから、ぜひその方向で意欲的に取り組んでいただきたいと思います。

そこで、最後に申し上げます。菊地市長が震災復興のシンボルと位置づける多賀城駅周辺中心市街地整備は、東日本大震災の鎮魂と復興を象徴する政策課題であると判断するものであります。多賀城駅周辺地区は復興特区にも指定されています。再開発ビルの課題も含め、多角的、重層的に多賀城市文化交流拠点創造プロジェクト推進委員会においても調査研究、知見を結集し、それぞれの目的達成に御尽力されるよう要望して、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 11 時 35 分。

午前 11 時 23 分 休憩

午前 11 時 34 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

14 番雨森修一議員の登壇を許します。雨森議員。

(14 番 雨森修一議員登壇)

○14 番 (雨森修一議員)

平成 25 年第 2 回定例会一般質問と同様の質問をいたしますが、市民の声を背に受けまして、再度今議会において市長の見解を伺うものであります。

多賀城市が平成 25 年 4 月 1 日に発行いたしました「あの日を忘れない 東日本大震災の記録」を共有するためにも、全世帯に配布することが必要不可欠と考えます。

一千年に一度と言われる巨大地震と大津波、放射能汚染が東北を襲った東日本大震災から 9 月 11 日で 2 年と半年が経過いたしました。警察庁の報告によりますと、9 月 11 日現在で全国の死者の数は 1 万 5,883 人、行方不明の方は 2,654 人に上っているということがあります。長期避難、関連死 2,746 人ということになっておりまして、そのように報道されております。また、東日本大震災の震源域で震度 1 以上を観測した有感地震、肌で感じる地震の回数が、2011 年 3 月 11 日の午後 2 時 46 分発生しました本震、最大地震 7 から余震を合わせて 1 万回を超えました。本年 8 月 4 日午後 0 時 28 分ごろ石巻市で震度 5 強を観測した地震は 9,999 という有感地震、肌を感じる地震であったというふうに言われております。余震は減少傾向にあるが、揺れが小さくても波が発生する場合があります、想定されますので、今後とも警戒心が必要であると報道されております。

多賀城市内におきましても 188 名の死者、長年にわたって人々が築いてきたふるさと多賀城を一瞬にして破壊され、地震の恐怖とこの体験を風化させてはなりません。各家庭の手元にあつて、震災記録誌をいつでも用いて見られることが望まれると考えます。市長の心意気を聞いてみたいと思います。心ある回答をお願いいたします。

次に、第 2 問でございますが、新図書館の計画の中の駐車場についてお伺いいたします。

多賀城が新たに計画する市立図書館は、東北随一の文化交流拠点構想と位置づけ、多くの市民の交流の場となると考えられます。現在の多賀城市図書館の駐車場は無料になっておりますが、新図書館の計画の中での駐車場の位置づけ、対策について伺うものであります。

昨日の一般質問の中、阿部議員の質問の中には駐車場についての答弁がございました。市長の答弁も大体聞いておるんですが、改めてここで伺うものであります。よろしく申し上げます。以上です。

○議長 (板橋恵一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長 (菊地健次郎)

雨森議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の震災記録誌につきましては私から、2 点目の図書館駐車場につきましては教育長からお答え申し上げますので、よろしく申し上げます。

1 点目の震災記録誌の無償配布についてですが、2,100 部作成した記録誌を本市で保存するほか、写真や原稿の投稿者や震災直後から支援いただいた関係機関などに配布しております。

また、市民への周知については、市立図書館と市民活動サポートセンターにおいて貸し出し及び閲覧に供しているほか、本市のホームページにも電子ブックとして記念誌を掲載し、いつでも閲覧することが可能となっており、既に多くの方々に見ていただいております。特に、ホームページ掲載のものにつきましては5,000回以上のアクセスをいただいておりますので、今後も図書館等における貸し出し及び閲覧、ホームページ上の掲載を継続してまいります。

記録誌作成作業を進める中で市民の方々からの反響が予想されましたが、電話や窓口等における配布に関する要望は思ったよりも少なく、またさきに申しあげましたように、既に多くの皆さんが図書館やホームページ上でこの記録誌をごらんになっている状況でございます。これらのことから、記録誌の全戸配布は行わないこととしておりますので、ぜひ御理解をお願い申し上げたいと思います。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

2点目の図書館の駐車場について、対策については私のほうからお答えを申し上げます。

図書館を所管する教育委員会といたしましては、図書館利用者が駐車場を利用した際には一定時間は無料にしたいというふうに考えております。ただし、再開発ビルの駐車場の利用形態、例えば無料で駐車できる時間や他の施設利用者とのすみ分け、一定時間を超えて駐車料をいただく場合の考え方などについては、今後の検討事項でもありますことから、関係者との協議を踏まえた上で具体的な考え方を示してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

14番雨森議員。

○14番（雨森修一議員）

まず、1点目でございますが、以前6月に質問いたしましたときにまさしく同じことを市長が繰り返しておられました。回答ですね。その中に新しく聞かれたのが、5,000回の閲覧があると。これ5,000回、どこで調べられましたか。どういうところで調べた。機関、そういうところあるんですか、調べるところ。私、ありましたら行って……。一応家にもパソコンを置いているんですけども。そうですか、5,000回。

それもいいんですけども、市長、悪いけど市長、どなたがこの答弁書いておられるのか。総務部長、あなた。もう少しよく調べて書かないと、余りにも議会を軽視し過ぎと。軽視している。いけませんよ、それは、はっきり申し上げて。これははっきり申し上げます。これが本当に十二分に、図書館であり、あるいはまたもう1カ所、市民活動サポートセンターで貸し出し件数。はっきり申し上げますよ。センターに置いてから3件です。3件。これが多いんですか。少し調べてから市長に答弁書渡さなきゃだめだっちゃ、そんなこと。余りにもひどい、そういうの。もう少しまじめに答弁してください。書いてください。それから、図書館に貸し出した件数、29回ですよ。多賀城の人口何ほありますか。だから市長はそれを資料に基づいてお読みになっておられる。これはわかるんです。けれども、余りにもひどい。

私もこれは12月ごろというふうに考えておったんですが、質問。あわせて、雨森さん、とにかくもう一度市長さんに尋ねてくれと。それでだめだったら来年の4月以降にしてくださいということでございますので、来年4月以降またあわせて質問させていただこうと思います。春が来れば新しい風も吹いてくるだろうということでございまして、ひとつまた、その節、よろしく願います。

それで、市長に最初ちょっとお尋ねしますが、これ担当課から頂戴しております。この記録誌を配布した件数が、3月29日から8月22日まで、最初は市長にまず1部行っておりますね。トップでございます。それから議員も我々もいただきました。等々ありまして、8月22日までに862冊配布されております。1,200冊のうち862冊。これが8月22日までです。8月22日までの在庫、本の在庫数が1,274部残っているんですね、これ。これは多賀城の市民の一部には渡っておるんですが、県外ですね。案外外づらはいいですよ。これはやはり多賀城の市民のために生かすためにも、資料としては最高の資料だと私は思っております。すばらしい資料である。それが多賀城の一部の方しかもらわずに、県外に出てしまっている。これはまことに残念である、そのように思っておりますが、その中で、ぜひ市長、お願いしたいことは、この中を見ておりますと、この認可外の保育施設、これが多賀城に8カ所あるんですね。認可された保育所でございます。認可された保育所には1冊ずつ配布されているんですね。危ないですよ。ところが、認可外の保育所には1冊も配布されていないんです。同じ多賀城市で認可されていないところとされているところとどうしてこういうことがあるんですかね。これは市長にお尋ねしてもなかなかそこまでは配慮できないという気持ちでございますので、あえてここでお願いします。ぜひこれを機に認可外の保育所にも1冊ずつぐらい配布したって、まだまだ1,200部も残っているんですから。そんなことよりも、まずそういう心のきめの細かいやはり目配り、気配りをお願いしたいということであります。

それから、前回もちょっと申し上げましたが、消防団員の方々が、ちょっとこれ言いますと、ぜひ我々も一部ぐらい欲しいねという声があります。現在消防団員の方が8分団で175名ぐらいいらっしゃるんだね。それで、分団長さんには1部ずつ配布されているんですね。それから分団にも1部とか。ところが、副分団長さん以下は1部も配布されていない。震災当時は一生懸命働いた分団員の方、あるいは多賀城で1名ですか、とうとい命も亡くなっておられます。そのような方々にぜひ、これはひとつ市長、この席で前向きに考えるよというようなお言葉を頂戴したい。余りくどくど申し上げませんので、ひとつその回答をまずお願いしたいということです。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

雨森議員からは今言われましたけれども、9月6日現在では配布部数が873冊、残りが1,227冊というふうになっております。今、最終的には認可外が8カ所と消防団員175名には何とか配るよう努力したいと。あの大変なときに消防団の方々は本当に頑張っていたということもございますので、そういうところは当然やらなくちゃいかなというふうに思いますので、雨森議員おっしゃったとおり、そのとおり頑張ってまいりたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

14番雨森議員。

○14 番（雨森修一議員）

どうもありがとうございました。早速そのようなお言葉を頂戴するとはゆめゆめ思っておりませんでした。非常に心温まるのをいただきました。また来年4月以降こういったものを取り上げながら、市長のまた開かれた新年度の心をまた拝聴したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。もうこの件はこれで非常に結構でございます。

それでは、教育長、お尋ねしますが、今おっしゃったように、もっともそのとおりです。きのう阿部議員の答弁も聞いておまして、でも私くじ引きで後になったものですから、もうなかなか回答が先に出ております。だから言うことございませんので、何も言うことありません。

ただ、教育長、図書館の駐車場というのは現在まで無料だったんですね。そしてゆっくりと本を見ながら、いろいろなことで勉強したりあるいは読書するということがありまして、1時間、2時間たったから有料になるというようなことは、これちょっと疑問を感じます。といて、それをうまく利用してそこへ駐車場長くしてほかの用を足している方も、そういうことも考えられます。

ですから、今教育長がおっしゃった答弁は十二分に理解できますので、できるだけ無料でできるような体制、あるいはまたそれをチェックできるような、例えば図書館にいたら図書館で判をもらって何か出る方法とか、いろいろなところから策がございますので、シンクタンクを生かしながら、頭の頭脳を生かしながら、ぜひ皆さんとともにそういう図書館が本当に市民のための、そしてその時間を十二分に、200円上った300円上ったなんていうことを考えていたら図書館はなかなか大変でございますので、ひとつその点を十二分に配慮していただきたいと思うんですが、再度お尋ねいたします。お考えを、それを踏まえて。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

多様な施設を含む駅ビルでありますので、図書館だけというふうなビルではございません。ですから、その辺のところをこれからいろいろ勘案しながら検討していきたいというふうなところでございます。よろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

6 番米澤まき子議員の登壇を許します。米澤議員。

（6 番 米澤まき子議員登壇）

○6 番（米澤まき子議員）

私からは、けやき教室についてと、それから留守家庭児童学級について、この大きく分けて2問質問させていただきます。

塩竈市の本町分室にあります適応指導教室「けやき教室」、設置当初は不登校の児童・生徒を指導するために県が設置いたしました。平成5年から平成7年、県内7つの教育事務所管内に1カ所ずつ設置する目的とし、平成5年に塩竈市、古川市、石巻市、そして平成6年は気仙沼市、柴田町、平成7年迫町、築館町に設置されました。仙台教育事務所管内では塩竈市だけに設置されました。2市3町のみだけでなく、名取市や大和町からも希望があれば通所可能でした。当時は仙台市からの通所実績もあったようです。

県負担での職員が2名配置、運営、管理、場所については塩竈市でありました。平成12年4月から権限移譲により基本的には各市町村がけやき教室を設置とありましたが、宮城県では、地方分権の流れと、市町村で運営することによりより地域の実情に合ったきめの細かい支援ができ、市町村自体が不登校への対応策を強化する契機になるとして位置づけられました。塩竈地区からは、県からの助成がある2カ年、平成12年と13年は他の市町村からの受け入れを認めましたが、新たに設置するまでと受け入れざるを得なかったとしています。

長きにわたり塩竈市の公民館本町分室の1階にありますけやき教室ですが、この公民館本町分室の保存活用と杉村悳美術館整備事業の計画があり、現在進められております。昭和25年から32年の建築群で、1階が鉄筋コンクリートづくりで2階は木造のハイブリッド構造であり、建築的に興味深い要素が多く、地域の歴史や産業とともに密接につながるなど、保存して後世に伝えるべき貴重な建築として改修、美術館として展示空間を整備することで新たな活用を図るとしています。2階部分にあった教育委員会も既に移転済みであり、青少年相談センターも10月には移転、相談室もなくなるとのことでした。市民の活動のために利用する部屋以外は展示室の予定でもあります。初めて訪れた際、もう3年以上になりますが、あちこちでミシミシとなる床とけやき教室の部屋の暗さには大変驚きました。新たに踏み出す一步の場として本当にここは適切な場所なんだろうかと思ひ悩んだことがありました。

しかし、不登校の児童・生徒に対するけやき教室の指導員の方々の熱心できめ細かな指導により、高校への進学、学校に戻れましたよという報告を何度か耳にすることがありました。がしかし、全国でも最も不登校の多いのが宮城県。100人に3.11人という昨年のデータがあります。中でも、この多賀城市も上位に含まれているのではないのでしょうか。平成5年、設置された当時を鑑みた場合、現在、4名がけやき教室に在籍しております。多賀城市の不登校の数の上から見ても少ないほうと言えます。まだ一步を踏み出せない状況にある中で、このまま2市3町での取り組みでいいのでしょうか。この機会に移転計画の検討はあるか伺います。

次に、留守家庭児童学級についてです。共働きや一人親家庭の小学生には放課後、学校休業日、合計すると1,680時間を超えます。家庭にかかわる毎日の継続した生活の場として過ごす学童保育、通称「放課後児童クラブ」とも言われております、が必要になります。仕事と子育ての両立支援、そして放課後の安全対策のためにはなくてはならない施設で、学童保育は保育所と比べて量的にも質的にも整備のおくれが指摘されているところです。特に市町村の責任が、利用の促進の努力義務にとどまり、最低基準はなく、ガイドラインしかありません。また奨励的な補助金となっているため、条件整備がなかなか進まないのが現状です。

昨年の8月に子ども・子育て関連法が成立し、児童福祉法改正によって留守家庭児童学級の国の制度が大きく変わります。2014年度中に事業計画を立て、条例で学童保育の基準を定めることになりました。保育内容に関して、安全、健康、衛生の確保はもちろんです。今現在の現状及び今後について、3点伺います。

1点目が、配慮を要するいわゆる「気になる子」の存在、学習障害を持つ児童に対して、家庭からの様子、子供の心身の状態、情報といった保護間の連絡がとても重要であります。その対応について伺います。

2点目は、放課後児童指導員は、出席確認を初めとした子供の安全管理、健康管理を守り、一人一人の生活の援助、遊びや活動、家庭との連絡と、これらの仕事を通して子供たちが毎日の生活の場として受けとめ、よりどころとして実感できるようにすることが指導員の仕事としてあります。勤続1年から3年、全国平均で半数を占めています。本市の場合、3年ないし5年での入れかわりかあるいは全国平均と同じか。経験年数の長い指導員が少ないことは、保育内容の蓄積、向上にとって大きな障害となります。児童数の増加により欠員が生じているかと思われます。職員と児童の関係は児童の健全育成の観点からもとても重要であり、できる限り継続的に勤めていただけるよう、また研修・学習はもちろん必須条件として必要と思われます。どのように実施されているのか伺います。

最後に、今後の策定に向けた事業計画、現段階での検討事項、スケジュールについて伺います。では、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

米澤議員の御質問にお答えいたします。

1問目のけやき教室関連につきましては教育長から、2問目の留守家庭児童学級につきましては私からお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

留守家庭児童学級についての御質問のうち、1点目の配慮を要する児童等への対応についてですが、現在、留守家庭児童学級では、配慮を要する児童、いわゆる発達が気になる児童についても集団での活動が可能な場合には受け入れを行っているところでございます。こうした児童への対応につきましては、指導員を採用する際、保育士や幼稚園教諭免許状を有する資格者を優先的に採用しているほか、児童に関しての情報を家庭や学校と共有し、一人一人の状態に応じた指導方法や接し方を工夫してその対応に努めているところでございます。

2点目の指導員の研修や学習の実施につきましては、指導員の資質向上を図るため積極的に研修への参加機会を設けております。平成24年度においては、宮城県子ども総合センターなどが主催する11の研修に延べ126人の指導員が参加し、児童とのかかわり方など必要な知識や技術を学び、日ごろの学級運営に生かしております。また、新しく任用した指導員に対しては経験の豊かな指導員が付き添いながらその指導に当たるなど、いち早く仕事のノウハウを習得できるよう努めております。

3点目の事業計画に係る検討事項、スケジュールについてですが、平成27年4月からスタートする子ども・子育て支援新制度では、留守家庭児童学級対象児童が現在の小学3年

生までから小学6年生までに拡大されることから、本年11月に実施するニーズ調査の結果をもとに事業計画を定めていくこととなります。このため、現段階での検討事項としましては、現在過密化状態にある学級や対象児童が拡大することによる受け入れ体制が課題となりますので、今後、これらの対応策を検討してまいります。

また、今後のスケジュールとしましては、国で定める留守家庭児童学級の運営基準をもとに、平成26年9月をめどに子ども・子育て支援事業計画案をまとめていく予定でございます。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

米澤議員の御質問にお答えを申し上げます。

けやき教室についてでございますが、塩竈けやき教室は、学校不適應等の理由で長期にわたり欠席している児童・生徒に安全な居場所を提供するとともに、2市3町が協力をして生活指導や学習の補充などを行ってまいりました。平成5年に県が塩竈市公民館本町分室内に設置してから、学校不適應の子供たちの自立や学校への復帰に大きな役割を果たしてきたところでございます。

議員御指摘のとおり、このたび塩竈市教育委員会の壱番館への移転などを契機といたしまして、当該公民館分室に美術館を設置する方向にあると聞き若干心配しておりましたが、塩竈市に確認いたしましたところ、子供たちが現在の場所になじんでいることや、交通の利便性から、けやき教室はそのまま当該分室に設置して運営していくとのことでございますので、これからもこのままの形で進めていくことに御理解を賜りたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（板橋恵一）

6番米澤議員。

○6番（米澤まき子議員）

今教育長のほうから御理解をいただきましたけれども、先ほど私が最初の中身についてお話しさせていただいたとおり、けやき教室自体が私はもう最終段階の子たちが行くところだと。実はこういうふうに思ったのは、特別委員会の中で仙台市のほうで、体験で自分たちの不登校はこういうことがあって、そして今現在こうして高校に通っているよという子供たちの体験談をお話を聞いたとき、きちんと向き合った時点で、私はけやき教室の存在というのは、その子供たち自身に当初の最初の段階、それから半ば、それから後半、このように何段階かに分かれている。この不登校の子供たちの児童・生徒の中身にはこういった段階的であったんだというのが、それがすごくわかりました。なので、それを含めて考えると、けやき教室は一番最後の部分なんですね。家から一歩出れる子供たちがそこに到着していく。そこで初めてやっと学力などをきちんと学んだ上で、そして学校に戻れる子、そしてなおかつ高校へ進学する子というふうな形になっていたんだというのが初めて私はそこでわかりました。一番重要視されるのは、逆に学校で時々休む子、そしてそれこそ保健室登校ですよ、その時点でどのように学校とかかわっていくかというのがとても大事な気がいたします。

今回、計画にあった上で心配されて塩竈市に伺ったと先ほど答弁ありました。教育長たちの中で、2市3町の教育長たちでお話し合いがあったのかどうか。その辺もしあったならば、内容について具体的なことを教えていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

不登校の内面を見ると、まさに子供それぞれ多様であります。ですので、最終段階という話がありましたが、その過程でいろいろな取り組みをやっているということでございますが、これまでの設置の背景については、先ほど詳細に把握されているなというふうに思いました。そういうふうな子供たちにどう対応していくかというふうなことで、歴史あるけやき教室なんですけど、先般というか、昨年になりますね、5つの2市3町の教育長同士が塩竈市に集まりまして、それでこれからの運営についていろいろ相談をしました。一番近い塩竈が一番多いわけですが、全くゼロというふうな松島などもあります。利府、それから七ヶ浜1名ですか。そういうふうな中で応分の分担をしながら、当初は県のほうで皆持っていたんですが、県も持たなくなりましたので、応分の負担をしながらといいますか、均等割をしたり、あるいは児童・生徒に見合った金額をしたりというふうなことで、ただそれぞれの町で取り組むとなるとなかなか指導する方々をどうするか、多い少ない、年によって全く違いますので、そういうふうなことから考えると、結果論として、2市3町これまで協力しながら、そんなに広い町でもないし、このけやき教室を中心にして進めていきたいと思いますとして確約をしたところなんです。町によっては自分の町で独自に開設しようかなというふうな御意見もないわけじゃないんですが、結論から言うと、この2市3町、これまで積み上げた、そしてまたそれぞれの子供たちにも大きな実績があるものですから、このままやはり進めていこうというふうに取り決めたところでもあります。以上です。

○議長（板橋恵一）

6番米澤議員。

○6番（米澤まき子議員）

ただ、多賀城市の場合は本当に不登校の中でも上位のほうに入ると思う。そしてけやき教室に今現在4名しかいないというのは、全くもって潜在的にまだ家にいる生徒がほとんどが多いんじゃないかなと思います。最初の段階で打つ手というのを考えた上で、私、今回ちょっとこの質問をする上で最下位はどこなんだろうと調べたら、秋田県だったんですね。全国の中で。その秋田県の取り組みというのは、まさに今うちでやっているソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーの支援とか、まさに本当に今多賀城市がやっていることをもう平成15年あたりから取り組んでいたというのがありまして、まさにそういった部分で、こういったとき困ったときにこうしてくださいねというガイドラインを県のほうでつくっていたんですね。ですから、学力でもトップのほうです。そしてまた、さらに不登校でも、全くそれが一番全国の中で少ない秋田県の取り組みというのは、私は本当に一度は視察にお邪魔してみようかなと思ったくらい魅力的な県だなと思いました。でも、不登校はどの児童・生徒にも起こり得るものとして秋田県は捉えています。なので、一番の最初の入り口の段階で児童・生徒とかかわる。先ほどちょっと話しましたけれども、養護教諭との関係というのがすごく連携して、そしてそこからソーシャルワーカーにつなげていくと、いろいろな形を今とっているようです。

ぜひ私は、単独で云々というのが難しいのであれば、隣接している七ヶ浜町さんとの連携でそういった形では取り組めないものかなと思います。まさにそういったトンネルの中に入ったらそこから抜け出すまでの時間というのはとても長いはずなんです。そして親御さんたちも一緒になってやはり苦しんでいる状況を見ると、やはり何らかの手で、本当に市の努力は本当にわかるんですけども、さらにまた何らかの手でもうちょっと支援ができないものかなと思います。もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

子供の心に内在する課題というふうなものはなかなか表に出にくいといいますが、難しいところがあることは事実です。このけやき教室については当然親の理解があって初めてそこに居場所を見つけるといふようなことができるわけではありますが、そういうふうなことでない子供については、心の教室相談員とか、あるいはどの学校でも教育相談室を持ったり、あるいはカウンセラー、ソーシャルワーカー、養護教諭等と連携して不登校に対応しているというふうなことであります。

けやき教室、万能ではないですけども、最後のよりどころ、ここで救われる子供が事実いるというふうなことでは、やはり2市3町、お互いに悩みは同じでありますので連携して、あとその2市3町の中でも例えば隣の七ヶ浜とかもっと身近なところ、こういうふうなところにもまた違った連携の仕方もあるいはあるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

6番米澤議員。

○6番（米澤まき子議員）

連携のほうでお願いします。

教育長が以前お話しされたことがありました。この言葉がとても私は気に入っています。「学校に何も勉強しに来なくなっちゃいいんだよ。何も校庭で遊ぶだけでもいいんだよ」という言葉、覚えていらっしゃるでしょうか。これを不登校の子供たちに対して言っていた言葉で、ちょうどこの間けやき教室の先生方とお会いしたときに、菊地教育長のこの言葉、すごくいいもんね。何も勉強しなくなっちゃいいから、いいから、校庭で遊ぶだけでもいいから来てけさいん。そういう気持ちがある先生方から言葉が発せられたら、もっと子供たちにとっては楽になるのかななんて、そんな思いがしました。ぜひ連携して何とか事業を何か組んでいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、留守家庭児童学級なんですけれども、朝の私の活動で、たまたまサポーターとして東小学校のところに立っております。ふとあるとき気づきました。朝の7時15分から子供たちは朝の8時10分あたりまで大体入ります。登校時間。そうしますと、1日うぐいす学級にいて、6時ころまでお迎えが来るまで約1日10時間から11時間子供たちはそこに滞在しているということに気づきました。先ほど1,680時間、これは年間通してこれくらいはいるよと。でも1日に換算すると、夏休みもあります、冬休み、春休み、これだけ1日の子供たちはその施設内にずっといるわけなんですよね。子供たちも本当にさながら朝からずっと学校の施設にいと、夕方になればそれぞれの思いでもう疲れたり、3年

生は多分おやつだけをもってそのまま帰るという状況になると思うんですが、ずっと最後までいる時間は1年生と2年生がほぼだと思っうんですね。

その中で、やはり発達がいわゆる気になる子の存在というのは、その子たちも多分朝からずっと教室にいる。そして保育園からすぐさま1年生、2年生となった時点で、これは学校の先生も大変だった、そしてまた保育園の先生方も大変だったと思っうんです。その中で、学童保育という中でじゃあこの子たちに対応というのは、どのように具体的にやっっているのか伺いたいと思っいます。

○議長（板橋惠一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

具体的な対応というふうなことでございますが、まず保育所から上がってきたお子様に関しては、保育所のほうの担当していた保育士との連携調整というふうなことで情報を得たり、そういったことで対応の仕方を検討させていただいております。また、日々の活動の中でというふうなことで、今度は小学校に上がっっているお子さんになりますので、通常の学校の中で行わっれているような活動であるとか、本人のそういった様態といっいますか、そういったものを学校の先生方とも情報交換をしながら対応をさせていただいてるという状況でございます。

○議長（板橋惠一）

6番米澤議員。

○6番（米澤まき子議員）

大変な状況で、本当に指導員さんの方々というのも責任というのがすごく大きいと思っうんです。その中で、研修があっって云々とありました。その研修の中でも、平成24年でも研修で11とかいろいろ数字的に先ほどの答弁の中にありましたが、具体的に障害者、そして発達に気になる子たちの専門の研修も受けらっれていると思っうんですが、受けらっれていますよね。初めて指導員になっったときの多分研修もあると思っいます。その中で具体化すればそういう子たちの対応の研修もあると思っうんですが、それに対しては実際に強制的にやっっているんでしょうか、それとも任意で行っっているんでしょうか。

○議長（板橋惠一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

その指導員の中には初年度、ことし採用された指導員もいらっっしゃいますし、それから6年を超す指導員の方もいらっっしゃいます。これまでその研修というのは、できれば初任者には初任者なりの研修を、年数を重ねるごとにより高度な研修をというふうなことで、カリキュラムをつくりながら研修を受けさせていただいてるというふうなことで御理解をいただきたいと思っいます。

昨年も障害児、気になる子に関するそういったことに限定した研修が4回ありまして、それにも指導員のほうは受講されているということなんです。

○議長（板橋惠一）

6 番米澤議員。

○6 番（米澤まき子議員）

子供たちの安全を守って、そしてなおかつ安心感の与えるそういった生活の場を提供するわけなので、本当に研修だけはしっかりと受けさせていただきたいと思います。戸惑いもあると思います。まして障害ということに関しては、かなり複数の障害をお持ちの子供たちも多分いるはずなので、ぜひこれはお願いしたいと思います。

そして、この新制度において、この間もちょっと太陽の家に関するお母さんたちといういろいろ懇談会をさせていただいたときに、来年入るんですけれども、障害児なんですけれども受け入れてくれるんですかという御質問もありました。その辺に対しても不安な方も大分多く今いらっしゃいます。その中で、新制度においてそういった障害児、それから発達障害児の子たちに対しては受け入れは可能なのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

先ほどのちょっと回答で1カ所訂正させていただきたいと思います。障害児を対象にした研修5回、5つの研修がございました。延べ50人が受講しているということで、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。

それから、新制度下におけるこういった研修とかさまざまありようについては、まだ国のほうから詳細な指針が来ておりませんので、そういった中で対応してまいりたいというふうに考えておりますが、現在行われている研修会の主催者が例えば全国学童保育連絡協議会であったりとか、いろいろな団体が必要に応じて研修を主催されているというふうなことです。いろいろなそういった研修会にはこれからも積極的に参加していきたいというふうに考えておりますので、これまで以上に減るということはないというふうには考えております。

○議長（板橋恵一）

6 番米澤議員。

○6 番（米澤まき子議員）

わかりました。ありがとうございます。

今後に向けていろいろな策定が入ってくると思います。将来的な運営方法というのも一番気になる部分ではありますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

先ほど市長からも御回答申し上げましたが、対象者が今後小学校3年生までから小学校6年生までに対象児童が拡大されるというふうなことがございます。したがって、どれだけの需要があるのかというふうなことも、10月、11月に行う予定でありますアンケート調査でその希望をとって、どれだけの需要量があるのかというふうなことで、それに対応す

るような運営を考えていきたいというふうには思っていますが、そのほかにも、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、詳細については今後子ども・子育て会議の中で検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（板橋恵一）

6 番米澤議員。

○6 番（米澤まき子議員）

先日、子ども・子育て会議の第1回の会議録を読ませていただきました。きちんと子供さんと、そして保護者の皆さんと向き合って真剣に子育てに取り組んでいる方々が委員なさっている方が多くいらしたことにとても安堵感を覚えました。必死になってその会議録を見ますと、多賀城の子供たちをどう育てていこうか、そしてまた本当に大事に大事にこの子供たちを思っているんだなという内容で、本当に今後の運営方法について、そしてこれから進むであろう会議の中には本当に期待するものが多くあります。でも、先ほどの不登校の問題でもあります。一番にはゼロ歳、胎教のときから子育てがもう始まっております。その時期というのがとても大事な時期で、ゼロ歳、3歳、5歳、この時期をどういうふうにしていくかというのが本当に今後かかっていく計画でもあると思いますので、私からも要望です。しっかりとまた皆さんと一緒に議論をして、またすてきなすてきな多賀城らしい子供たちを育てるような環境づくりをぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員の登壇を許します。深谷議員。

（4 番 深谷晃祐議員登壇）

○4 番（深谷晃祐議員）

私からの質問は、通告どおり1点でございます。

今回の質問は、第五次多賀城市総合計画・安全で快適に暮らせるまちということの基本事業の中の、災害時に地域で助け合いができると思う市民の割合、各地区自主防災訓練実施率、並びに大雨が降っても安心できるまちだと思える市民の割合を上げるための政策だと思っております。市長の理解ある答弁、よろしく願いいたします。

昨今の異常気象により、短い時間に狭い地域で大雨をもたらす局地的集中豪雨などが頻発しております。今回提案する土のうステーションとは、先進地の例を見ますと、5キロと10キロの土のう袋をあらかじめ設置する鉄製のかごに100個から150個程度入れておき、必要なときに住民の皆さんがそこから自由に取出して、自宅や周辺の冠水を防ぐものです。

現在の多賀城市の状況は、交通防災課からの要請により災害防止協議会の出動、また各担当職員の配備、消防団の要請など、全てにおいて防災対応は職員が窓口となっておりますが、この土のうステーションの設置により、住民がみずからの防衛策を講じる自助の精神をつないでいく役割も果たします。

先日の災害時には、自助・共助・公助とはよく言いますが、あの東日本大震災が発生した次の日には上水道部に長蛇の列ができていたことを鮮明に覚えているはずで、災害時の心得である自助を自立に促すためにも非常に有効的であると考えております。

ちなみに、市長、自然災害はいつ来るかわかりますか。わからないからこそ備えるのです。東京都板橋区や江戸川区、群馬県前橋市、大阪府寝屋川市など多くの自治体において活用されております。これは難しい話ではございません。

また、財源につきましても、消防庁に確認をとらせていただきましたところ、消防防災施設等の整備に係る主な財源措置ということで、平成 25 年度国庫補助金で補助率 2 分の 1、そして交付税算入率が 50%の一般補助施設整備等事業債を活用し、一般財源の持ち出しが 10%でこの施策を実行することができますので、財源的な部分も含めてよろしく願いいたします。

以上で 1 回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の御質問にお答え申し上げます。

土のうステーションの設置についてですが、現在、本市では、消防団ポンプ置き場や地区公民館などの市内施設 17 カ所に常時 540 袋の土のうを配備し災害時に備えております。災害が発生し、またはそのおそれがある場合には、消防団員及び非常配備職員が保管場所から車両に積載し応急的な対応を行っております。また、市民等から土のうの要請があった場合には、直接市役所に来ていただき配布するとともに、災害時要援護者等に対しては市職員が依頼のあった場所まで配送し対応しております。

なお、災害に備えた各家庭、企業等での土のうの準備については、出前講座などを活用しお願いしているところでございます。今後は地域における自主的な防災・減災の取り組み、例えば防災訓練時などに地域の皆さんで土のうづくりをしたり、設置場所や活用方法などについて話し合っていたりなど、そういった取り組みに対し行政として支援していきたいと考えております。その結果、雨水対策として各地域における土のうステーションの拡充が図られればと考えております。

深谷議員おっしゃったように、災害はいつ来るか全く予測が付きません。局地豪雨等、日ごろから対応するよう頑張ってもらいたいと思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

今回のこの質問、本当にちょっと立場的に難しいというか、実際にいろいろな方からお伺いをすると、土のうはつくっていると劣化してしまいますし、ずっと置けるものではないということもその業者さん含めさまざまの方からお伺いしました。しかしながら、先ほど市長の答弁にもあったとおり、これは議会側から提案するものではないのではないかというふうに通告を出した後に感じました。しかしながら、こういった土のうステーションというものが世の中にはあるというものを世の人たちにわかっていたら、自立する方々、地域の方々が、こういうものの提案ということであるんだけどどうなんですか

というふうに役所のほうに話を持ってきてもらえれば、一番スマートな形でいいのかなというふうに思います。

一つだけ、江口議員の答弁のときにもございました。1時間に15ミリ以上、積算雨量で50ミリで警戒本部。私はこの間の15日の台風の前の日、市内が冠水したときに、あのときもう1時の時点では冠水していました。高橋地区、それから桜木のほうにも行きました。その時点で冠水してまして、私が市役所に電話をしたら警備員室が電話出まして、交通防災課につないてくださいと言ったら、そのままつながりませんでした。といいますのは、要は積算雨量と1時間に15ミリ以上というのが見込まれたときに参集してきて、その対応をして、先ほど答弁でおっしゃった市民の方が要請を出せばそちら取りにきてもらってという対応をとるまでのそのタイムラグの間に、その局地的集中豪雨というのは雨で冠水してしまうんです。なので、常日ごろそういったものを置いておくものが有用であるということなんですね。

これ冠水した地域で、僕が行ったところであったのが、道路の縁石が見えなくなってしまって冠水してしまった。そこに車が乗り上げていました。その乗り上げた車がレッカーされた後に、その上に土方の方々が、土建屋さんの方々です、土のう袋を重ねていたんです。だから、雨をとめるだけではなくて、危険を皆さんに予告できるような仕組みとしても使えるようなものなので、確かに半年ぐらいで劣化してしまってその入れかえとかいろいろなものがあるかもしれませんが、例えば公園に設置をしたときに、中に入っているのは砂ですので、そのまま公園にまかれれば砂になります。半年に1回、これ例えば砂の入れかえをしたとしても、ダンプで1台運んでいただくと2万円程度だそうです。砂。それを出して地域の皆さんで協力し合ってその土のう袋をつくってその中に設置をすれば、大したお金ではございません。

さらに、このかごというのは市場に出ているのは9万8,175円でインターネットで売っております。しかしながら、これをインターネットで買ったのでは全然全く意味はなくて、これは市内の鉄工所関係の方にこういう形のものでつくりたいんだということで、市内にそのお金を落とすという流れも同時につくれるのかなというふうに思います。

今すぐ設置というものは、一番最初に言ったとおり、やはりそれは自主防災組織なり地域から自発的に出てきてしかるべきものかなというふうに思いますが、ぜひそういったモデル地区を募集するような格好もぜひ行政側として考えていただけないかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

冒頭に深谷議員おっしゃったように、今、多賀城も5回から6回洪水に見舞われたというふうなことで、あれ以上の本当言って大変な雨がどこでどういうふうな形で降るかということはわからないわけでございまして、それへの対応ということで深谷議員おっしゃったように、私のほうからも答えましたように、今540袋ほどの土のうの数はあるわけでございますけれども、この間のような雨が降った場合にそれが間に合うかといったら間に合わないという可能性もありますし、また各地域でそれなりの職に当たっている方はどこにどういう土のうがあるかというのは、それは消防団とか何かはわかるんですけれども、一般の方、俺のところにも土のう必要だなというときに、果たしてどこにあるのやということで区長さんに聞くとか何かしないとわからない場合もいっぱいあるかと思っておりますので、そういうことを知らしめることもあるいは必要だなというふうに思っております。

この件でいろいろ担当と相談したこともありますけれども、深谷議員おっしゃったように劣化が激しいと。そのまま土を入れておけば。ですから、先ほど深谷議員は半年で壊れるというふうなことまでおっしゃいましたけれども、どういうモデルがいいのかさまざま考えながら、これから身近なところへすぐ持っていけるような場所とか何か、適地とか何かも考えながらやっていかなければいけないのではないかなというふうに思いました。

ちょっと私の不足分があったら総務部長からあと細かいところをちょっと答えさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

冒頭に、いわゆる自助・共助の部分だと思えます。この手のものというのは午前中の議論にもありましたけれども、地域の課題って何なんだろうかというふうなことをやはりそこに住んでいる人たちがまず気づくということだと思えます。例えばちょっとした大雨が降ってくれば、ここのところがどうも水が上がってくるよねというふうな形になるかと思えます。ですから、そういったものを地域の方々が解決する能力、そういったものがもしかしたら必要なかなというふうな感じがします。それらに対していわゆる物を差し上げて、あるいはそれらの材料を差し上げて、地域の方々が協力してその課題を解決していきこうという作用をこれからどんどんふやしていく、あるいはそういった仕組みもどんどんつくっていくというふうな形が必要なんだろうというふうに思えますので、その辺はお互いに協力し合いながらいろいろなモデルを出していただいて、その中でよりよい地域に合った解決策をそれぞれ探していただくというふうな動きにしていきたいというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

今、総務部長がおっしゃったことでいいと思います。やはりそういう形で、ただこういうものが、土のうステーションのようなものがあるという情報収集を普通の方がするかというと、これはなかなかしないので、やはりそういったところは別にお金がかかる話ではないので公側が提案をして、こういうものを皆さんでやってみませんかというふうな働きかけがあって初めてその自立というところに動くのかなというふうに思っていますので、ぜひその働きかけをしていただきたいなというふうに思っていますので、御答弁をよろしく願いいたします。

あと、やはり消防団、さっき市長がおっしゃったように市内に 540 袋あって、それをやはり役所に電話して、役所の職員さんがまたその対応をするというんです。さらにはそれを、役所にもありますし、消防団に例えば行ってもらって対応してもらおうと。この間もそれがあったんです。消防団の方に対応してもらっていますと。でも消防団が来るころには水は減っていつているわけです。局地的豪雨で一瞬で上るものなので、その一瞬のときに必要だというものがやはり各分団のところに置いてあるのでは若干話が違うので、やはりそういったところは地域の課題として皆さん認識してもらおう努力も、僕も発信しますし、行政側としてもそういったところも発信し続けていただかなければいけないかなというふうに思っていますので、最後、その 1 点だけお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

やはりこれは1分1秒を争うようなそういうこともあるわけでございまして、行政としてどこまでできるかと同時に、各行政区、47行政区あるわけですが、行政区の中で、皆さんに知らしめる意味で区長さんを中心にじゃあうちのほうはこことこことというふうなことで、大体地元のことは地元で決めていただくのがいいなというふうに思いますので、各世帯にもこういうところに土のうステーションつくるよということで、そういうものも余り雨降ってもうちのほうは地区的には余り関係ないやという行政区もありますから、それなりに必要だということもよく見きわめながら、行政と各47行政区と連携しながら、どうあればいいか探してみたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

ここで10分間の休憩といたします。再開は午後2時といたします。

午後1時47分 休憩

午後2時00分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

1番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

（1番 柳原清議員登壇）

○1番（柳原 清議員）

では、今定例会最後の一般質問を行います。

多賀城駅北再開発ビル内への新図書館と蔦屋書店出店が決まっておりますが、私どもは蔦屋書店の出店については何ら異議を唱えるものではございません。新図書館との関係でのみ質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目は、TポイントカードとCCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社）についてです。

去る7月11日、多賀城市はCCC株式会社と東北随一の文化交流拠点整備に関する連携協定を締結いたしました。このCCCが発行しているポイントカードがTポイントカードと言われる共通ポイントカードであります。共通ポイントカードシステムとはどのようなものか。これは、消費者が氏名、生年月日、性別や住所などの個人情報登録して会員になり、無料で発行されるカードに商品やサービスを提携店で購入するたびにその支払い額に応じたポイントをためる仕組みでございます。1つの事業者だけでなく複数事業者の店舗から横断的に購買履歴を集めるところから、共通ポイントカードと呼ばれております。自分の購買履歴のデータが購入した事業者内にとどまるのであれば、利用目的の範囲内で安全管理に努めていけば大きな問題はないと考えられますが、それが1つの事業者だけでなく他の事業者や提携店舗で購入したもので横断的に取得され、一元的に管理をされるとなると事情が違ってまいります。本、雑貨、食品、衣類、薬とどんどんふえていきます

と、それによって性別や年齢層、地域だけでなく年収、学歴、職歴、家族構成、食事や服装の嗜好、病名など、その人のライフスタイルが推測され分類をされていきます。

週刊東洋経済 9月7日号で共通ポイントカードの特集を行いました。Tポイントカードは、こういった個人情報の取り扱いについて特別の問題があると指摘をされております。指摘をされている問題は大きく3つあります。

第1点目、鈴木正朝新潟大学法学部教授はT会員規約とCCCホームページ上の説明にずれがあると指摘をしております。これは、CCCホームページ上では、T会員の購買履歴や個人情報をCCCグループ外のTポイント提携企業間で相互に提供することはありませんとしておりますが、規約には、共同利用者と個人情報項目を共同利用させていただきますと記載をされております。これでは本人の同意がなくても提携企業間で顧客の個人データを共有できてしまうこととなります。

第2は、個人データを共同利用する企業が特定されていないという問題です。個人情報保護法では個人データを特定の者との間で共有して利用する場合と定義をしておりますが、Tポイント規約ではポイントプログラム参加企業としており、個人情報保護法に詳しい板倉陽一郎弁護士は、ポイントプログラム参加企業との記載で特定の者の範囲を確定したとするには無理がある、これは個人情報保護法違反だと指摘をしております。

第3に、CCCがどのような購買履歴を集めているか中身がわからないという点です。CCCは、T会員番号、日時、店名、金額、ポイント数、商品コードとホームページで公表しています。しかし、規約には具体的な項目の記載はありません。中でも懸念をされるのは、ドラッグストアがCCCに購買履歴を送っていることで、ドラッグストアが患者の医薬品情報をCCCに提供する行為は秘密漏示罪に当たると民間の医薬品監視機関である薬害オンブズパースン会議では指摘をしております。

このように、Tカードは個人情報の取り扱いに問題があるカードであると言わざるを得ません。市長はTポイントカードとはどのようなものだとして認識しているのか伺います。

次に、新図書館とTポイントカードについてお伺いします。

武雄市図書館では自動貸出機を使った場合、T会員番号、使用時刻、ポイントがCCCに送られるようになっております。武雄市当局は本の貸し出し情報は載りませんと言っておりますが、将来にわたって保障できるのか。これまで述べたセキュリティ関係者の指摘を踏まえたと疑問を感じないわけにはまいりません。図書館の管理運営と基本的に関係のないことへの利用は、利用者の秘密を守ることを市民に約束をしている公共図書館の立場にも反することになります。社団法人日本図書館協会が図書館運営のよりどころとして示している「図書館の自由に関する宣言」では、図書館は利用者の秘密を守ることをうたっております。指定管理者にそのような便宜を与えることが許されるのでしょうか。

また、Tポイントカードを使用することにより、その貸し出し実績に応じてポイントが付与されることを重要な附属事業としておりますが、図書館は他の施設と異なり収益が伴わないものであり、ポイント付与は行政サービスとは異質のサービスではないか疑問が生じます。

以上の理由から、Tポイントカードは決して導入するべきではないと考えますが、お答えをお願いいたします。

次に、CCC株式会社についてです。

CCC とはどのような会社か。CCC ホームページによれば、1983 年 3 月に増田宗昭氏が大阪府枚方市に蔦屋書店第 1 号店を創業したのが始まりで、1985 年にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を設立、2000 年東証マザーズに上場、2003 年 T ポイントサービスを開始、2006 年 T カード発行開始、2007 年に T ポイントカードが 2,000 万人を突破、2011 年東証一部上場を廃止、2012 年 5 月 T ポイント会員数が 4,000 万人を突破、同年 10 月に T ポイントプログラム運営事業を展開する T ポイントジャパンを設立しております。資本金等が 319 億 2,900 万円、連結売上高 1,749 億 8,000 万円などとなっております。

CCC の増田宗昭社長は、7 月 6 日、グロービス経営大学院主催のあすか会議 2013 で次のように語っております。「CCC はツタヤをやっている会社だと言うが、僕らはそんなふうには思っていない。世界一の企画会社を目指すと言って創業した。全国で 1,500 あるツタヤも直営は 100 店舗。ツタヤというプラットホームを企画し、それを売ることによってロイヤリティーをもらっている」と言っています。また、週刊東洋経済 9 月 7 日号で、CCC の常務取締役である北村和彦氏は「T ポイントは CCC の中核事業」だと述べております。つまり CCC は企画に特化した会社で、今はデータベースマーケティング事業を中核に据えて、データベースマーケティング企業世界一を目指すと言っております。データベースマーケティングとは何か。顧客の属性や過去の購買傾向をデータベースに記録し、それぞれの顧客に合ったサービスを提供することで、簡単に言うと個人情報を収集し、加工し、販売することで収益を上げている企業だということです。本業は個人情報を扱う会社で、その個人情報の収集の手段が T ポイントカードだということです。

この CCC に関してはさまざまな指摘があります。2000 年 4 月に東証マザーズに上場し株式を公開し、2003 年にはマザーズから東京証券取引所一部に変更しましたが、2011 年 7 月東京証券取引所一部より上場を廃止しております。現在、増田社長が 100% 出資した MM ホールディングスが 53.9%、増田社長が 40.8%、合計 94.7% を保有する文字どおりのオーナー経営となっております。非上場となったことで財務内容などの有価証券報告書を提出する義務がなくなり、企業の継続性や健全性、収益性などの厳しい上場基準を満たす必要がなくなり、外部からは経営内容が全くわからなくなっております。

また、武雄市図書館を委託した時点では定款に図書館に関する規定は一切ありませんでした。定款とは、その会社の根本原則を定めたものです。多賀城市との連携協定直前の 7 月 8 日付登記で図書館事業が追加をされたとのこと。指摘を受けて慌てて改訂したという印象を持たざるを得ません。事業目的になかったということは、CCC は本来図書館の委託運営は想定をしていなかったし、当然図書館運営の経験も知識もない会社だということではないでしょうか。事実、CCC の増田社長は、同じあすか会議での講演で武雄市図書館のことを次のように述べております。「全てセルフポスだし、実際には本のレンタル屋だ。要するに図書館なんていうものはない。名前は図書館だが、本のレンタル屋だ」と。ここに CCC の考えがあらわれているのではないのでしょうか。

さらに、9 月 11 日の朝日新聞に CCC・図書館カンパニー社長の高橋聡氏が登場しておりまして、「図書館にもほとんど行ったことがないし、基本は図書館もツタヤの店舗を出すのと同じだ」と考えたと言っております。こういう認識の方が社長や図書館部門の責任者をなさっている CCC に図書館を委ねるのはいかがかと思えます。

このようなさまざまな指摘がある CCC を当局は高く評価されているようですが、一体その理由は何ですか、お答えをお願いします。また、CCC について懸念をお持ちではないのでしょうか、答弁をお願いいたします。

次の質問は新図書館についてです。

駅北側にできる再開発ビルには新図書館と蔦屋書店、コンビニエンスストア、コーヒーショップ、飲食店などの商業施設が入居する予定だとのことですが、そのレイアウトはいつ決まるのでしょうか。

8月27日の文教厚生常任委員会で、副教育長は、まだ設計図のようなものはできていないとのことでした。また生涯学習課長は、図書館とツタヤは明確に分かれている、図書館の中にコーヒーショップの予定もございません、図書館の中にレストランができることもありませんと答えております。しかしその後で、市側の要望はCCCにきっちり伝えますが、CCC側の要望もあるのでまだ最終的には決定していませんと含みを残した答弁もしております。

さて、図書館とレストランやコーヒーショップなどの商業施設は明確に分離すべきということは、教育委員会内部でも当然のこととして受けとめられておられることと思います。これは当然だと思います。静かな環境で本を読んだり、調べ物をする、あるいは勉強をする。その中にレストランやショップが混在したのでは、うるさくて集中できなくなってしまうことは明らかです。しかし、一方の当事者であるCCCのほうはどうか。CCCの増田宗昭社長は前日の講演で、武雄の図書館でも、子供たちがオープンと同時にわあっと入ってきてぎゃあぎゃあ騒ぎながら走り回っているのを見て、ああこの図書館は地元根づくなと思ったと語っています。図書館を子供が走り回るテーマパークにでもしようというのでしょうか。CCCはレストランとカフェのある図書館など5つの価値を実現しますと宣言し、新図書館のイメージ図まで示しました。報道各社はCCC主導で新図書館が設計・運営されることを既定事実として報道しております。この報道に対し市当局は何らの異議も述べずに黙認をしております。これでは幾ら生涯学習課長が分けるんだと言っても、CCC側にそれは困ると言われれば、押し切られてしまうのではないのでしょうか。

図書館と商業施設を分離するという意味は、設計段階から分けるという意味です。ショップ、レストランと図書館は壁で仕切るなど物理的に分離していることが必要だと思います。その理由の第1は、万が一商業施設から業者が撤退した場合、分離をしていれば図書館の運営には何ら支障がありませんが、図書館の中につくった場合、そのスペースは利用価値のないものになってしまうことが考えられます。今から何を心配しているのかという声もあろうかと思いますが、武雄市当局が最も心配しているのもこの点でございます。

第2に、子供が勉強しようと思って図書館へ行っても、中にショップがあり周りの人が飲食をしているとなれば、どうしてもそちらに気をとられることになります。椅子に座っていても何か頼まないと気まずいとか、お金を持っていないと肩身が狭いという思いをする場合もあるのではないのでしょうか。武雄市図書館では「ここはショップの椅子だから、コーヒーを頼まない人は座らないでください」と言われた事例があったそうです。これでは保護者は安心して子供を図書館にやれない心配が出てくるのではないのでしょうか。この点からも図書館と商業施設は明確に分離すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、新図書館の運営について伺います。

市当局は新図書館の運営について指定管理者への業務委託を検討しているようですが、平成23年1月、当時の片山総務大臣は「公共図書館、ましてや学校図書館なんかは指定管理になじまない」と述べております。なぜ図書館は指定管理になじまないのか。私は以下の3つの理由があると思います。

第1に、図書館の運営ノウハウの問題です。公立図書館は図書館法17条で利用に対するいかなる対価も徴収してはならないと定められております。つまり誰でも無料で利用できるわけです。無料なので、民間の図書館というのは基本的に成り立ちません。ですから、民間企業に図書館運営のノウハウがないのは当然のことです。多賀城市には昭和53

年6月開館以来、35年間のノウハウの蓄積があります。図書館運営については自治体がプロフェッショナルであり、民間は素人だということが1点目。

第2は、地域に根差し特色を持った図書館の継続的運営は困難だという点です。通常、指定管理者の指定管理期間は3年から5年であり、長期的な計画を立てることが難しいと言われております。文部科学省の「これからの図書館の在り方検討協力者会議」では、これからの図書館サービスのあり方として、第1にレファレンスサービスを挙げております。レファレンスサービスとは、何々について調べるにはどんな資料を見たらいいのか、何々について調べるにはどこに相談をしたらいいのかなど、問題解決のために必要な情報の提供、また研究、学習活動を進めていく際の相談をすることです。

先日、共産党市議団で佐賀県伊万里市民図書館を視察に行っていました。この図書館はレファレンスサービスが大変充実しております。中小企業の社長さんが図書館の資料を活用して、焼き物の筒で世界初の万華鏡や万年筆を開発したことで有名です。館長さんは、レファレンスのコーナーには最も経験のある司書を配置している、司書として一人前になるには10年かかると語っております。また9月5日付朝日新聞で、東北学院大学佐藤義則教授が、指定管理の問題点として、無料が原則の公共図書館で利益を出そうとすると働く人の賃金を抑えざるを得ない、長期間の雇用が保障されないのでサービスの質の維持や継続性が脅かされる可能性がある、また、一度指定管理にすると長い時間をかけて職員らが蓄えてきた知識や経験の積み重ねが途切れることになる、職員の力が衰えてしまうので契約更新時期を迎えて業者の評価をしようとしても難しいと述べているように、数年でかわる可能性がある指定管理では継続性が保障されないのではないのでしょうか。

第3に、指定管理を導入する理由に、開館時間の延長は指定管理でなければならないということが言われておりますが、直営でも南相馬市立図書館は朝9時30分から夜8時30分まで開館をしておりました。現在は震災の影響で開館時間を短縮しているようですが、夜9時まで開館しているところもふえております。また、武雄市図書館は365日開館を売りにしているようですが、直営でも365日開館しているところもあります。指定管理から直営に戻した福岡県小郡市立図書館の館長は、指定管理でできて直営だからできないということはない、指定管理でも直営でも来館時間を延長するとなればかかる経費は同じだと語っております。

以上の理由から図書館の運営は直営が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答えいたします。

1問目のTカード等の関係、並びに2問目の新図書館関係のうち1点目の図書館と商業施設の分離につきましては私から、2点目の図書館の運営方法につきましては教育長からお答えしますので、よろしくお願いたします。

Tポイントカードというのは正式な名前じゃないんですね。正式にはTカード、Tポイントだそうでございます。そういうふうに私のほうで聞いておりますので。

まず、1 問目のうち 1 点目の T カードの認識についてですが、一般的に利用されている共通ポイントカードであると認識しております。私自身も T カードというのは知らなかったんでございますけれども、いろいろなところで使われているんです、これね。日本で 4,000 万人が使っているということでございまして、昨年の暮れ、私自身もこれは大変なカードだなというふうに思っております。

2 点目の T カードの導入についてでございますが、新図書館に限らず公共施設への T カードの導入有無につきましては、現時点で具体的検討に至っておりませんので、申し上げることは何もございません。

3 点目のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に対する評価についてでございますが、以前にも申し上げましたとおり、私は代官山の蔦屋書店を訪れた際に、そのありようや取り組み、またその雰囲気、外観、それからその店の中の雰囲気に大変共感いたしました。それは人と世の中をより楽しく幸せにする環境づくり、いわゆるカルチュア・インフラをつくっていくという企業コンセプトに感銘を受けて、このたび文化交流拠点に関する連携協定を締結するに至ったものでございます。

4 点目のカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社への懸念ということでございますが、株式の上場、定款、運営、サービスなど、企業の多様な経営戦略についてはこの場で言及すべきではないと考えております。

2 問目の新図書館に関する御質問のうち、1 点目の図書館と商業施設を分離すべきとのことについてですが、柳原議員も御存じのとおり、図書館は多賀城駅北開発株式会社が建設する再開発ビルに市が有する権利床を活用して移転、設置することとしております。この再開発ビルを含む多賀城駅北側の再開発事業は、東北随一の文化交流拠点づくりという構想のもと、PPP、いわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップという枠組みを前提として推進していくものでございます。このため、再開発ビル内の空間設計やデザイン設計等については、施設利用者の利便性並びに市民サービスのさらなる向上という視点を持って、同ビル内に入居を予定している民間事業者と協議、調整を重ねてまいりたいと考えております。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

柳原議員の御質問にお答えを申し上げます。

2 点目の図書館は直営が望ましいとの御質問でございますが、図書館移転後の運営形態については、市民サービスのさらなる向上という視点から、施設が提供するサービスレベルを定めた後に教育委員会として最も適切な手段を選択してまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

随分私 30 分近くお話ししたんですが、答弁があつという間に終わってしまって驚いております。まず、1 点ずつまたお聞きしていきたいと思います。

なぜ私が T ポイントのことを詳しく取り上げたかといいますと、T ポイントというのは CCC の事業の中核を担う事業であるということで、T ポイントを理解しないと CCC がどういう会社かということは判断できないということから T ポイントのことを申し上げました。CCC の全体像を理解せずにして多賀城市との連携協定がうまくいくのかと。これは当然 T ポイントも含めて CCC の全体像を市長は把握するべきだと思います。そういう観点から私は T ポイントカードについて取り上げました。

もう一度市長にお聞きしますが、T ポイントカードに、私が先ほど述べましたように、情報セキュリティの専門家から何点も指摘がなされております。そういった指摘は全く聞いたことがないのか、この点について再度お聞きいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

T カードに関しましては、これはこれから決めることございまして、今からこちらから使ったらどうなるかこうなるかということは、これはちょっとまだ言える状態ではないということで、結局今 CCC にお願いしているのは、文化の拠点をつくるということでやはりデザインとか、あるいは雰囲気とかどのように醸し出すのかとか、そういう観点から今まずお願いしているわけございまして、ぜひその辺をまず理解していただかないと答弁ということは成り立たないわけございまして。たしか武雄のほうで別に T カードを使わなくてもいいよということだったらいいですけども、ほとんどの方が T カードを使っているということは聞いております。以上です。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

T カードについては市長は全く知識がないということですね。武雄で使っているとか全国でたくさん 4,000 万人使われている程度の認識しかないということをお聞きいたしました。

もう一度お聞きしますが、この T カードがこれだけ情報関係者から問題視されているというカードだという認識を新たにしてほしいんですが、その点について、私の質問をお聞きになって何か理解できたことはないんでしょうか、もう一度お聞きいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

それは先ほど質問の中で柳原議員がおっしゃった、雑誌で、何か東洋経済かな、そういう記事があったというふうなことはちょっと小耳に挟みましたけれども、今現在先ほど言ったように 4,000 万人が使っているカードというようなことであれば、日本の人口の 3 分の

1の方が使っているということは、これは私は信用できるんじゃないかなと逆に思いましたけれども。以上です。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

CCCが武雄図書館を指定管理するときになぜTポイント導入にこれだけこだわったのか。武雄市の教育委員会でも、Tポイントを導入するに当たって、このTポイントが個人情報保護法に違反しないかどうか、利用者の個人情報が漏れるのではないかと大変危惧をいたしまして、特別にその点についてはCCCと協議をして協定を結んだということが、図書館長が武雄市に視察に行ったときの復命書にも書かれてございました。Tポイントの導入というのは大変な問題になっているんです。ですから、何でこれだけCCCがTポイントにこだわるのか。しかも図書館利用者にポイントまでつけてあげると。だから、このTポイントの問題というのは大変な重要な問題なんです。市長、もうちょっとこのTポイントについてしっかり検討する必要があるのではないのでしょうか。検討する必要があると思いませんか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

武雄でも大分問題になったというのは、それは私も聞いておりますけれども、先ほども言ったように、使わなくてもいいよと言ったけれども、実際ふたをあけてみたらほとんどの方が使っていたという事実は、これは事実でございます。ですから、これは例えばの話しか、私まだそこまでいっていませんので言えませんよね。うちのほうで使うとか何かというのは、まだその段階までいっていませんから、だから来月あたりぐらいには何とか、どういうふうな形でどういうふうにするかという方針が決まった段階で、じゃあその後にどういうふうなものを、Tカードとしてはどういう危険性があるか、こういうことはどういうふうに契約しようかとかということが決まってくるということでございまして、今の段階ではそこまで言及はできないということだけは言っておきます。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

それはまだ先の話だというお答えですが、実際に武雄に行って、CCC側と指定管理に向けた話し合いを行っているということは、予算委員会でも明らかになった事実です。ですから、それは先の話だといって議論を避けるということは認められないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

このTカードの件に関しましては、再三市長が申し上げているとおり、多賀城市の図書館の管理運営形態がまだ具体的に決定されてございません。一般論的な話をさせていただきますと、武雄市の場合、Tカードに関してはやはり個人情報保護の問題でいろいろ問題視される市民の方々も大分おられたというようなことで、このTカードの導入に当たっては、市のほうとそれからCCC側といろいろとどのように取り扱いをするかということで協議をしたと。その結果、従前の図書カードとそれからTカードとの、大きく3つあるそうでございますけれども、選択性を導入したと。その結果、市民の方々がどちらのカードを選んだかということ、90数%の方がTカードのほうをお選びになっているというそういった事実があるということで、いろいろな問題はあるにせよ、市民目線の観点から、個人情報保護に関してもきちんと安全性を担保しているというような、武雄市側のガードのほうもきちんとしているというような段階で今ここに推移をしているというふうな情報は得てございます。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

武雄でみんなTポイントカードを95%の方が選ぶというんです。これは当たり前なんですよ。なぜかということ、そこの武雄図書館を委託されているCCCの職員が、Tポイントカードどうですか、これを使えばポイントもつきますよと勧められれば、誰だってそれはTポイントのほうを選びますよ。その点は1点指摘しておきたいと思います。

この件につきまして教育委員会の図書館協議会の議事録を読みますと、Tポイントカードの問題点について随分議論がされているようでございますが、この点について教育長にお伺いしたいのですが、教育委員会のほうではこのTポイントについて見解はどのようにお持ちでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

図書館協議会、社会教育委員会等々で今議論をしているところであります。当然といえますか、その中でTカード、その話も出ました。ただ、教育委員会の協議会それから社会教育委員会等々では、やはり子供の視点に立った立場で、どうあったらいいのかというのはこれからまだ相談していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

教育委員会の議事録を読みますと、図書館協議会の中でもTカードに対する懸念が出されているということは指摘しておきたいと思います。

なぜCCCが無料で貸し出す図書館にもポイントをつけるのかという点ですけれども、私はTポイントを導入して利用者をふやす、そしてその図書館を利用している方の情報を蓄積する手段としてTポイントを使っている可能性があるのではないかと懸念をどうしても拭い切れません。この点は一言指摘しておきたいと思います。

時間も限られておりますので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

CCCについてですけれども、先ほど市長は代官山の鳶屋書店をごらんになって大変感動した、楽しく幸せになるという企業コンセプトに共感をしたというお答えをいただきましたが、多賀城市のこれからの百年の計である図書館、そして駅前開発にという重要な問題に際しての代官山の書店1カ所だけを見学して、それを根拠にCCCに全て委ねるというのはいかがなものかと思いますが、その点についてもっと幅広く総合的に検討する必要があるのではないか。CCCというのがどういう会社でどういう経営をしているのかという点についても、もっと理解をする必要があると思います。

CCCについて私が一番懸念をしておりますのは、特に図書館の理解の仕方についてでございます。先ほど定款に図書館がないと。増田社長の図書館は本のレンタル屋だという発言、それから高橋社長が図書館もツタヤの書店を出すのも同じだというこの発言について、CCCの図書館に対する理解は大変問題があるのではないかと思います。この点について市長は答えになりませんでした。いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど答弁では代官山のツタヤというふうなことを言いましたけれども、当然私も武雄まで行っているわけですから、武雄の雰囲気も同じように感じ入りました。私だけではなくて皆さんもうお読みになったと思いますけれども、朝日新聞のところに、イタリアのアントネッラ・アンニヨリさんという方が、これはこの人はかなり図書館に造詣の深い方でやっているわけでございますけれども、ずばりこのまま、ツタヤに関してかなりいろいろな方が聞かれたけれども、どうだと、運営をどう思うかというところにあちこちで尋ねられました。世界でも珍しいと思いますが、書店の知恵やノウハウには大いに学ぶべきですときっぱり言っていますね。そして、公共サービスとしての本質を見失わなければ共同はどんどん進めるべきです、図書館と書店は本を読んでもらうという共通の目的があるのですからというので閉じているわけでございます。ですから、また今回のことでこの間いただいたんですけれども、商工会のこれ月報だと思っておりますけれども、こういうふうな記事が私のところに届きました。これにも、株式会社ブランド総合研究所の代表の田中さんという方が投稿しているわけでございますけれども、武雄のことを書いているんですけれども、こうした思い切った改革や新しい取り組みに素直に賛同しない人も少なくはない。インターネットではこの図書館や市長に対してさまざまな批判が展開されている。もちろん指摘された事項については真摯に向き合い、可能な限り改善していくことは重要だ。ただし、単なる感情論や誹謗中傷に惑わされてはいけません。新しい取り組みが日本中の地域の改革と気づきにつながるの間違いはないし、何より重要なのは、現実に改革以前の5倍もの市民が利用しているという事実だと。こう限定して書かれております。何ならどうぞコピーして見ていただいても結構でございます。

そんな感じで、やはり改革するというのは、新しいことをやるというのは大変なことだというふうに思います。武雄はそれを切り開いて今突き進んでいるわけございまして、ただし、多賀城は武雄とは違います。多賀城らしいものにつくり上げるべく頑張りたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

市長が私の問題提起に対して直接は答えにならずに、利用者がふえたからいいのではないかというような私は答弁だと感じました。市長は図書館法や図書館の設置基準というものを当然読んだことがあると思いますが、図書館と書店は同じものなんですか。図書館は本のレンタル屋ですか。この指摘について、市長、いかがお考えですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

図書館と書店は当然違います。ただ、今回の試みというのは、先ほども申し上げましたようにある意味では本当に改革だというふうに思っております。その改革をやるためには、いろいろと今まで 35 年培ってきたというそういう歴史はございますけれども、それを踏まえてそれと融合させながらやはり新しい道もあるんだということで、私自身も本当にいろいろな方から、市長、絶対今回のやつはやってもらいたいという声があちこちから言われております。絶対撤退するなよと、そのまま突き進めという言葉をいっぱいいただきました。ですから、それを踏まえて頑張ってまいりたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

市長はあくまでも CCC にこだわっておられるようですが、図書館に対して本のレンタル屋だとか書店と同じだとか、そういうような発言をする方が代表を務めている CCC に多賀城市の図書館を委ねたらどういうことになるのか。私は大変危惧をしております。

同じ質問ですね。市長はなかなかお答え、議論がかみ合わないので、教育長にもお聞きいたしたいと思うんですが、図書館が本のレンタル屋だとか書店と同じだとか、そういうことを言うことに対して、いかがお考えでしょうか。教育長に。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

委ねているわけでないですよ、何も。今各協議会その他で議論しながら、あるいは広く多様な図書館をこれから視察をしてそして決めていこうというふうなことでございますので、よろしく願います。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

私は決めたからどう思いますかということで聞いたのではなくて、感想をお聞きしたいと思って今お聞きしました。

次に、新図書館について、図書館と商業施設は明確に分けるべきだということをお聞きしましたが、市長のお答えは室内の設計についてはこれから利用者と協議していくんだということで、具体的にはお答えがございませんでした。武雄市の当局も、例えば5年後、万が一ツタヤが撤退することになったらどうしようかということが一番懸念していることだというふうに復命書にも書いてございました。こういう重要なことについて市長は懸念を持っておられないのでしょうか。これは当然今から設計する段階から分けないとこれは取り返しがつかないことになると思うのですが、このことについてぜひお答えをお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

撤退したらということは、指定管理者とか何かが完全に決まる場合には、撤退する場合はこうですよという取り決めを当然やらなくちゃいけないでしょう、それは。そうすると、ただ、皆さん、イメージとして余り武雄のことばかり考えては私はおかしいと思うんですね。はっきり言いまして。武雄のほうは柳原議員もごらんになったと思います。あれとは恐らく、あのイメージのイラストありましたね。あそこに何か掲げたこと自体が、あれは武雄をまねたような感じですけども、多賀城は多賀城らしいデザインということでこれはお願いしたいと。私はそういうふうに思っております。あれと全く同じものなんてつくる気はいたしません。ですから、どこからどういうふうに分けてというのはこれから本当に教育長初め担当の方々に決めていただくことであって、やはり図書館と書店とはまた違うとは思いますが。その辺のこともこれから考えていくわけでございますから、ぜひそういう流れをつくってまいりたいと思いますので、多賀城らしさ、市民の目線でということで頑張ってもらいたいと思います。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

新図書館についてのことなので私は教育長からお答えがあると思ったんですが、教育長は、例えば新図書館ができたものを教育委員会はその設計や構造について意見を当然述べる権利があると思うんですが、それは教育委員会は今お答えがなかったんですが、例えば市長部局がつくったものをそのまま利用するだけが教育委員会の仕事だとお考えですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

いや、そういうこと考えていませんよ。これは教育委員会は図書館管轄ですから、やはりよりよいものをつくってほしいと思うし、なお、うちの図書館の35年前の理念の中に強くある3つの中の1つは、子供としっかりと向き合うというふうなこともございますので、その辺もやはり考えながらいいものをつくっていききたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

図書館協議会の中でも、商業施設と図書館が分けられていない場合、子供を一人で図書館にやったら危険ではないかというような、心配だという意見も議事録に載っていたと思いますが、そういう話は教育委員会の中では話されたことはあるのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

当然子供が安心、安全といいますか、読書にきちっとひたるような環境をつくっていくというのは、これは3つの委員会初め私どもも同じですので、その辺のところはこれからさらに吟味していきたいというふうに思っているところです。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

ぜひ教育委員会の中でも、この図書館と商業施設は明確に分けるんだということは当然教育委員会の総意として私は強く市長部局のほうにも要望していただきたい。CCCから言われたからそれではしようがないなというふうになるのではなくて、ぜひ多賀城市のほうの明確な図書館のビジョンを強く訴えていっていただきたいということを言いたいと思います。

もうそろそろ時間ですので、なかなかきょうはかみ合わないところもありましたが、しっかり私のきょうの発言を吟味していただいて、よく検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって一般質問を終わります。

ここで10分間の休憩といたします。再開は3時10分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時10分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第3 議案第80号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（板橋恵一）

日程第3、議案第80号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

この際、地方自治法第 117 条の規定により、根本朝栄議員の退席を求めます。

(13 番 根本朝栄議員退席)

○議長（板橋恵一）

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 80 号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。これは吉田瑞生議員から平成 25 年 9 月 24 日をもって退職したい旨の願いがありこれを承認したので、その後任として根本朝栄議員を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 9 の 18 ページ以降に現在の委員名簿並びに根本朝栄議員の経歴書を添付しておりますので参照願います。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 80 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

根本朝栄議員の入場を許します。

(13 番 根本朝栄議員入場)

日程第 4 議案第 81 号 工事請負契約の締結について

○議長（板橋恵一）

日程第 4、議案第 81 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 81 号 工事請負契約の締結についてであります。これは平成 25 年度中央雨水ポンプ場 3 号ポンプ設備改築工事（機械その 1）について、記載の相手方と記載の金額による工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては関係部長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、議案第 81 号について説明をさせていただきます。

資料の説明に入ります前に、今回の入札に係る一連の経過についてまず説明をさせていただきます。

提案をしております工事につきましては、多賀城市工事請負業者選定委員会において審議した結果、当該工事の内容が下水道施設のポンプ及び原動機等設置に係る工事のため、専門性が高く有事の際に万全な対応ができる性能、品質が求められ、今後の保守管理にも影響することから、制限付一般競争入札で執行した場合に予想される不特定多数の業者の参加や入札参加の申し込みがなかった場合の入札中止による遅延のリスクを回避するため、指名競争入札に付することと決定したものでございます。

入札参加事業者につきましては、本市の建設工事の登録事業者のうち宮城県に本店または支店等がある事業者の中から、発注工種であります機械器具設置工事を希望している特定建設業の許可を得ている事業者の中から、雨水ポンプを製造している事業者 9 社を指名しております。

次に、20 ページの議案第 81 号関係資料をごらんいただきたいと思います。

入札執行調書でございます。平成 25 年 8 月 30 日付で指名業者 9 社に対し通知を行い、同年 9 月 18 日に市役所 501 会議室で入札を執行した結果、予定価格の範囲内において最低価格をもって申し込みをした株式会社クボタを落札者に決定し、同月 24 日付で仮契約

を締結しております。また、入札参加者のうち1社が最低制限価格を下回ったことにより失格となっております。

なお、工事の概要等につきましては建設部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、工事概要について説明させていただきます。

21 ページをお開きください。

この工事は、中央雨水ポンプ場にある6基のディーゼルポンプのうち、1982年、昭和56年でございますが、に設置した最も古い3号機のポンプ設備の更新工事でございます。同設備は30年以上経過していることから、長寿命化計画に基づき社会資本整備総合交付金を活用して実施するものでございます。工期は契約締結日の翌日から平成26年3月25日までを予定しております。口径1,500ミリの雨水ポンプ、減速機、原動機及び消音器をそれぞれ1台更新いたします。

次のページ、22 ページでございますが、これはポンプ場の位置図でございます。

23 ページにつきましては、ちょっと90度横にさせていただきたいんですが、平面図でございます。更新するポンプの設置箇所を示しておりますが、この図面の左側の国道45号から下を留ヶ谷1号雨水幹線と下馬東1号雨水幹線から雨水が流入して、中ほどにある除塵機を経て今回の案件であります3号ポンプでくみ上げられ、図面下、これが南側になりますが、砂押川に放流されるという流れになります。

次の24 ページにつきましては、更新する4つの機械設備、消音器、原動機、減速機、雨水ポンプの断面的な位置を示してございます。

そして、次の25 ページでございますが、これはポンプ設置箇所を平面的に示したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

第3号ポンプというのは、要するに一番最初の口径1,500ミリのポンプだということですね。ちなみに1号、2号ポンプというのはどういうものでしたか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

1号、2号ポンプもディーゼルポンプでございますが、設置年でよろしいですか。まず、1号ポンプにつきましては昭和61年でございます、口径は同じ1,500ミリです。2号ポンプが62年でございます。次の年です。62年に設置しまして、同じ1,500ミリのポンプでございます。

○議長（板橋恵一）

8番藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

これもできた順じゃないんだ。1号、2号、3号って。3号が一番古いのね。どうやってこれつけるの。何かいつも私こういうの気になるんだけど。

それから、電動の何か3台で1トンぐらいくむのもあったような気がしたんだけど、あれは何号ポンプなんですか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

今おっしゃったとおり、口径400ミリの電動ポンプが3基ございます。号数ですか。いいですか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長（下水道担当）。

○建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長（鈴木弘章）

当初は、設計当時につきましては今回の3号ポンプがどうも1号ポンプというふうになっていたようでございます。実際にはポンプ場そのものから順番に北側を向かいまして1号、2号、3号というふうにつけていたというふうな資料が残っておりました。ただ、それが雨水計画の見直しをいたしまして、最初に電動ポンプ、今おっしゃった400ミリ3台が設置されておりまして、その次にディーゼルが設置されたと。あとは雨水計画の見直しの中で1,500が1基の1,000ミリが2基の計画だったと。それを雨水計画の見直しをして、流量が足りないということで1,500に切りかえたというふうな記録が残ってございます。その中で、切りかえた段階であと増設等々もあるものですから、その段階では今度は南側から順序に番号を振り直したというふうなことでございます。ですから、今は南側、砂押川から順番に1、2、3、4ということで、増設等も含めると現在7号機までであると。現在新設で設置しているのが増設等の部分の4号機ということに、そういった経緯があるようでございます。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

落札率が75%ちょっとということで、予定価格2億1,837万2,000円に対して落札が1億6,400万円で、その差額が5,300万円あります。安くてこちらが求めるものをつくってもらえてきちんと品質保証がされればそれは素晴らしいことなんですけれども、5,300

万円ほど下がったというのは、きちんと競争されているというところもわかるんですけども、その品質の確保というものの視点から、落札率から見て、引いた額が5,300万円ほどあったというところで、その辺についてはどのようにお感じになっているのかということと、落札と失格の業者の差額が1,380万円なんですけれども、その差額から見ても例えば予定価格が若干高かったのかなというふうな……、どういう見方をしたらいいのか。通常こういった特殊な機械ですのでそうそう数が出るものではないと思うんですけども、こういった場合の落札率というのは大体この程度のものなのか。物によって、過去に例があるのであればその部分等を教えていただければというふうに思うんですけども。

あわせて、これのメンテナンスというのは、落札した株式会社クボタさんのほうで今後のメンテナンスを行うのか、それともメンテナンスに関してはまた再度入札という格好になるのか、その辺も教えてください。

○議長（板橋恵一）

3問ね。（「はい」の声あり）どなた。建設部次長（下水道担当）。

○建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長（鈴木弘章）

まず、下水道課の担当のほうからはそのメンテナンスの関係について説明をさせていただきます。

メンテナンスについては落札業者のほうに依頼をしたいというふうに考えてございます。それで実際には落札業者のほうの近傍の納品状況、建設状況等を調査させていただいております。そうしたところ、一番近くでは仙台市ガス局の港工場のほうに大分機械が納品されているというふうなことなので、近傍なので、定期的な点検であるとかそういったのはそちらのほうとタイアップして、経費が最小限でおさまるようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（柴田吉博）

まず、最低制限価格のことでございますけれども、最低制限価格につきましては非公表といたしておりますので、ここで具体的な数字を申し上げることはできませんけれども、ある一定の基準を設けて最低制限価格を設定させていただいておりますので、それが高いとか安いとかというのは、私が答弁はちょっと差し控えたいと思います。

それからあと落札率なんですけれども、これについては下水道課のほうで設計書をまとめた金額、いわゆる設計価格ですね、そこから予定価格を設定いたしまして入札に付しておるわけなんですけれども、入札参加者が自分たちの持っているノウハウを駆使していかに安くして品質を保ったものを納入できるかという競争ですので、予定価格に対して75%ぐらいの落札率だということについて高いとか安いとかということについても、管財課長としては答弁はできないところでございます。

○議長（板橋恵一）

4番深谷議員。

○4番（深谷晃祐議員）

最初に管財課長がしたお話、最低制限価格を教えてくださいということではなくて、そこは大体落札したところと失格したところで、そこを見れば大体ああそうなのかなというところはあれなんですけれども、要は落札率 75%で、5,300 万円落札した企業と予定価格との差があって、失格になったところと落札したところの差が 1,380 万円という差なんですよね、数字が。だから、それでちゃんと競争の原理が働いていい品質のものをいように提供できるというのはもちろんなんですけれども、その予定価格に対して、要はほかの工事関係のものだとかこういうものじゃなくて多賀城市の落札率ってもっと高いですよ

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（柴田吉博）

管財課が入札執行している多賀城市の公共工事の全体ということでよろしいんですね。多賀城市が発注しております工事なんですけれども、昨年度 111 件の工事を発注してございます。その平均落札率なんですけど、約ですけども、今のところ 96%というところでございます。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

特殊な工事だからということもあったのか、どうしても企業さんのほうでとりたいというところで、もうその最低のところまで頑張ったのかということはあるんですけども、ただ、ここは単純に通常の公共事業として発注しているものが落札率が 95%以上だったなというところから、この落札率 75%という数字がやはりそこから見ても開きとして 20%以上あるので、その品質として保てるのかなというふうに素直に感じたところでした。それでやってきちんとしたものをつくって、メンテナンスもその企業がするというのであれば、それはそれでいいのかなというふうにも思います。以上です。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 81 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第82号 財産の取得について

○議長(板橋恵一)

日程第5、議案第82号 財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第82号 財産の取得についてであります。これは移動系防災行政無線のデジタル化に伴う携帯型無線装置等の購入に当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(板橋恵一)

総務部長。

○総務部長(内海啓二)

それでは、議案第82号について説明をさせていただきます。

初めに、移動系防災行政無線について若干説明をさせていただきます。これは災害時に震災対策本部と現地にいる災害対応の職員等が情報連絡の手段として使用または携帯する無線機などのことを指します。東日本大震災時には災害現場、避難所及び本部等にいる職員間で情報を共有あるいは指示、報告をするため同無線を活用しましたが、無線交信時の混線等のトラブル、経年劣化による故障等が発生をしました。また、使用している機器の年式が古くなっており消耗品や周辺機器の修理に係る部品の調達が困難な状況になってまいりましたことから、復興交付金を活用し、アナログ方式からデジタル方式への移行を含め整備することとさせていただきました。

この事業は、平成24年度にその一部が復興交付金の対象事業として採択をされましたことから事業の実施の準備を進めておりましたが、残りの事業についても平成24年度中に全て採択をされました。これによりまして、事業の効率性の観点から一括して平成25年度に事業を実施することとしたものでございます。

ここで、26ページをごらんいただきたいと思います。

入札執行調書でございます。入札件名は、多賀城市防災無線（移動系）デジタル化に伴う物品購入及び業務委託の納入でございます。納入場所は多賀城市役所ほかということになっております。提案しております物品購入につきましては、指名競争入札により入札執行し、落札者を決定したものでございます。入札参加事業者につきましては、本市の物品・役務の登録事業者のうち宮城県に本店または支店等がある事業者の中から、物品提供で通信用機器を希望し、そのうち無線機器等の取り扱いをしていること、かつ役務提供の登録において通信設備を希望しており、無線機器等の保守管理等ができる事業者 15 社を指名しております。

入札執行調書でございますが、記載の事業者に対して平成 25 年 8 月 22 日付で 15 社に対して通知を行っております。入札に当たりましては、今回、多賀城市防災行政（移動系）デジタル化に伴う物品購入の案件と当該物品に係る業務委託部分があることから、物品購入と業務委託の総額による入札を執行してございます。

その理由といたしましては、物品購入と業務委託を分離して発注した場合において、それぞれ異なる業者が落札した場合においては、物品購入に入っているところの移動局と業務委託に入っております統制局、それから基地局が異なるメーカーになってしまうというような可能性が懸念されたと。その場合、本市が防災上必要と考える一部の統制機能であったりあるいはデータ通信機能などが利用できなくなるといった心配もございました。災害時などに円滑な情報伝達共有が阻害されるおそれがあったということでございます。

また、物品購入だけを入札とし業務委託については物品購入の落札者に随意契約とした場合、物品購入に係る入札では恣意的に低廉な価格で落札し、その後の業務委託の見積もりにおいて割高な価格での見積もりが提出されることなどが懸念されたため、物品購入とその業務委託の内訳金額を記載した総額による入札を執行させていただいたということでございます。

入札は平成 25 年 9 月 13 日に市役所 501 会議室で執行した結果、予定価格の範囲内において最低価格をもって申し込みをしましたパナソニックシステムネットワークス株式会社を落札者に決定をし、同月 17 日付で仮契約を締結しております。なお、入札執行前の辞退が 11 社ございまして、実際の入札参加者は 4 社でございました。

次の 27 ページをごらんいただきたいと思います。

今回の事業の概要としましては、物品納入で移動局設備、業務委託で統制局設備及び基地局設備を整備することとしております。まず、物品購入で整備する移動局設備は、携帯型無線装置 200 台、可搬型無線装置 13 台、車携帯型無線装置 47 台、車載型無線装置 8 台、統制機能付可搬型無線機 1 台等で構成をされております。

次の 28 ページをごらんいただきたいと思います。

こちらは業務委託で整備をします統制局設備ということになりますけれども、統制局制御装置を中心に統制台、運用管理装置、自動通信記録装置、メッセージ伝送装置で構成をされております。基地局無線設備は、基地局無線装置、空中線共用装置、同軸避雷器及び空中線、これはアンテナでございますけれども、こういったもので構成をされております。

隣の 29 ページ、ちょっと横になりますけれども、こちらのほうに今回整備をいたします移動系防災行政無線システム系統図をつけさせていただいておりますので、御参照を願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

内容はわかりました。物品購入・整備業務委託、予算の範囲内でやったんでしょうけれども、予定としてはどのくらいの範囲であったのかお聞きしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

これは 25 年度の当初予算に計上したわけですが、全体事業費が 2 億 6,500 万円でした。13 節委託料に 9,662 万 5,000 円、18 節備品購入費に 1 億 6,837 万 5,000 円というふうな状況でございました。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうしますと相当低価格で納入できたというふうになるわけですが、当初見込んでおいた性能と変わらないという機種であるというふうに理解するんですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

これは仕様書を示して入札参加いただいておりますので、それらの機能に関しては性能は確保されているものというふうに思っております。

大分価格的に開きがありましたので、我々としてもこの辺の原因もちょっと探ってはみたのでございますけれども、実は、平成 28 年までに各消防のアナログからデジタルへの切りかえの今実は作業に入っております。ですから、かなりそちらのほうでの需要といえますか、いわゆるデマンドがかかっているというふうなこともございます。そういったことももしかしたらこういった価格が下がってきた一つの方向であろうし、それから今まで参入してこなかった通信機器業者が新たな開拓分野としていわゆる自治体の防災行政無線の分野に乗り出してきたのかな、そういったことも一つの要因なのかなというふうに分析しております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

予算編成のときに少なくとも大体の価格といえますか、調査をしますよね。その調査段階とこれだけ開いたということで、部長お話しした天下の情勢があったんだと思いますけれ

ども、余りにもかけ離れていると。予算つくるときの調査自体がちょっと緩慢だったんじゃないのかというふうに思われる結果にあるんじゃないのかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

実際のその自治体の中での調達価格なり何なりというふうなものまではなかなかちょっと把握し切れませんでした。それで、今回参加したメーカーも含めまして、いわゆる定価で見積もった場合どうかというふうな聞き方をしております。したがって、今回入札参加に応じた各社は、先ほど言ったような特に新規に参入するようなメーカーや何かについては相当頑張ったのかなというふうな部分もございます。

それから、需要が大きくなれば当然生産する場所を移して、特に海外で生産をして日本に持ってくるといったような企業側の戦略もあろうかと思えます。こういったことが影響しているというふうに思いますけれども、なかなかやはり特に2年ぐらい前にもう既に見積もりを立てて復興事業の関係でそれにかませて実行していこうというようなこともありましたので、なるべく内場におさまるようなということである程度その辺のところは考慮させていただきました。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

復興交付金なり復興資金を活用したということですが、安く3分の1ぐらいで購入していますよね。その3分の2が復興庁に返さなければいけないということはありませんよね。

○議長（板橋恵一）

震災復興推進局長。

○市長公室震災復興推進局長（鈴木 学）

お答えします。

復興交付金はやはり用途が目的が限られて交付されているというのがございまして、結論から言えば余った分は最終的には返却するというのが原則になります。ただ、この防災無線にしても都市防災計画の中の事業ということで何種類かほかにも事業がくっついていて、その中で必要があれば使えるというのは、これから復興庁の協議の中で使える可能性がありますが、そもそものオーダー出しているものがほとんどもう来ている状況になっているのでなかなか難しいと。原則論から言えば最終的には返却になるというのが原則でございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

ひとつこれだけの金を返却するのはもったいなので、それ頭に入れてください。防災無線がいろいろ御意見が出ていますよね。それから、この間区長さんに総務部長間違っ子機をやっているという答弁してましたね。やはりそういうもの必要なんだよね、現実的に。予算ないから、また復興庁から認められないからしょうがなくその場でやってしまったというものもあると思うんです。緊急を要してしまって早目にやらなければいけないと。であれば、このぐらい残れば、申しわけないけれども、そういうものを活用してよりきめ細かな警報とか予防のほうに活用するということも一面では考えたほうがよろしいんじゃないのかなという思いもありましたのでちょっと質問させていただきましたが、いろいろあると思いますが、そういう面も含めてこの金額、1億円も返すということはちょっとこの時節もったいないというふうに思いますので、余り大きな声で言うと、復興庁、そんなことで多賀城使っているのかと言われると困るんですが、そこはうまくお話しして何とかそういうふうに活用するということも研究をしてみたらいかがかという思いをお話をしておきたいと思います。

それから整備業務委託ですが、これは何年間ですか。1年間ですか。2,000万円。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長

○交通防災課長（角田三雄）

これにつきましては29ページの横長の資料を見ていただきたいんですけども、この表で困った分で、心臓部と申しますか、交通防災課内に設備をしましてそこで統制等をする機器でございます。整備の期間ですか。これは今年度末までに業務を完了するというところでございます。それ以後運用するということです。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

この2,400万円は契約期間何年間だと。1年なの。保守業務は1年間で2,400万円になってしまうの。それともこれが5年間なのという意味なんです。その期間の意味です。余り難しく考えないでください。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（角田三雄）

28ページのここの統制局設備と基地局設備を整備する委託ということでございます。ですから、メンテナンスなんかの委託という意味ではなくて、この設備を設置する委託ということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

メンテナンスじゃないと。あくまでもこの困んでいるところの整備の関係のものだということね。そうすると、これの今後今言ったように保守点検がありますよね。それはどのくらい年間かかるんですか。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（角田三雄）

来年、再来年度に向けて今精査している段階なんですけれども、定期保守点検として200万円程度、それからちょっと要検討の部分があるんですけれども、監視・保守業務も入れますとそれで130万円程度、合わせて年間330万～340万円ぐらいがかかる予定でございますけれども、初めてのデジタル系でございますので、業者から参考見積もりをもらった段階なので今後精査をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今回の震災、いろいろ防災無線とかいろいろな設備をしました。これから保守点検をやる費用というものはどう積算していくのかというのは大きな課題になってくると思うんです。これは多分国では認めないかもしれない。そうすると、これはあくまでも多賀城の自主財源の中でやっていかなければいけないというものもありますので、やはりきちっとその辺も、今回の震災によって交付金もいただいてつくり上げたものが長期的に使用するための保守点検は絶対必要だという問題もありますので、その辺も積算をして、大体の大きな積算をして、これらを今の段階で、例えば震災交付金はもうそろそろ終わりでしょういろいろなあるでしょうから、何らかの形で国のほうから特別交付あたりが受けられるような仕組みがないかを検討していかなければ、税収も上がってこないいろいろな厳しい財政事情になってくるわけですから、命も守っていかなければなりませんけれども、やはり長期的財政計画の中でどうやっていくかという大きな課題が出てくると思いますので、きょうはその問題について問いませんけれども、そういうことも頭の中に入れていかなければいけない現状にあるということをおひとつ総務部長、特に考えておいていただきたいというふうをお願いしておきます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

御指摘、もっともでございます。通常はこの保守にかかる費用については外部資金はないものというふうに思っております。ただ、我々これを設備をしていわゆる安全の確保がしっかりと図られると、それを保障するために保守は必ず必要な事項でございますので、よそからいろいろな形で確保できる財源があればそちらをしっかりと探してみても可能なものがあれば活用してまいりたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

財源は黙っては来ませんので、いろいろ研究してみて、こういうもの使えるかな、こういうもの使えるかメニューをいっぱい探して、そのメニューを一つ一つ当て込んでいかなければ国は絶対払いませんので、国しかないと思うので、県でよこせと言ったって県も無理でしょうから、ひとつそういうところを踏まえてメニューを検索していただきたいということをお願いしておきます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

移動系の防災行政無線ということで、今もう既に固定されてある無線ですよ。行政無線の間こえないというような部分をカバーするという意味でも、これはそういう働きをするという役割なんですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

冒頭の説明でも申し上げましたとおり、我々が持って外に出ていく、これと市役所とのやりとりをする装置だというふうなことでございます。皆さん携帯電話お持ちなんですけれども、それよりも若干形が大きくなって、言ってみれば携帯電話の多賀城にキー局がある電話を使うというふうなイメージで捉えていただければよろしいかと思えます。

○議長（板橋恵一）

7 番金野次男議員。

○7 番（金野次男議員）

1 点だけお聞きします。

現在の要するにアナログからデジタルになったのは私も結構だと思うんですけども、心臓部である地震発信する位置が現在の交通防災局のあの位置であるのか。それとも、この金額を活用して、私がかねてから言っている元記者室のあそこに移動するようなことは考えになったのかお聞きします。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（角田三雄）

今現在の場所に何とか入るような仕様でもって考えてございます。手狭なのはわかっていますけれども、何とかあそこの事務室内に設置を考えてございます。

○議長（板橋恵一）

金野議員。

○7 番（金野次男議員）

きょうもこの議会中、必ず私陰ながら見させてもらって、きょうもあの場所にファイル3冊ぐらい積まれていました。私が言いたいのは、こういうデジタル系とかそういうところに荷物置き場じゃないんですよ。しっかりした場所でしっかりした地震発信をやる。実際考えてください。今度デジタル系で防災行政無線のほうに流すのと各現場から来るこれに入るのとあそこでやっちゃえば、それで市長からの会議なんかやっている。そういうところをこれから考慮して、しっかりと場所の設定、そういうものも今後私は考えていくべきだと思うんですが、あそこで場所を見つけて課長はやると言うんですけども、将来的にはやはりそういう放送室、地震の発信、本部用に、そういうのはやはりつくるべきだと思います。御意見伺います。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

前から金野議員からはそのような御指摘がありました。我々もそれらについていろいろ考えてはきたわけでございますけれども、ちょっと前にお話ししましたけれども、市役所を防災拠点強化するというふうな話の中でその辺の部分も考えていかななくてはいけないのかなというふうに思っていますので、そういった場面でしっかりと今御指摘いただいたような考え方も整理してまいりたいというように思います。

○議長（板橋恵一）

金野議員。

○7番（金野次男議員）

わかりました。あその防災の今無線機の機器があるところに、やはりカバーか何か今度してください。なぜかという、課長も御存じのように必ずファイル必ず置かれていますから。もう今でも置かれていますよ、絶対。確認して、そういうのを今度考えながら、意思の疎通もしっかりやるんだけれども、そういうのをやっていてスイッチ1個入っちゃえば、それぞれの機械ですから、ありますので、今後そのように検討してください。創意工夫してください。終わります。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

29ページなんですけど、この図の中で右側です。下から2番目の車携帯型無線設備47台。この左側の図なんですけど、携帯型無線装置、点線の箱線で囲まれた部分です。この携帯型無線装置はもう既に持っているんでしょうか。それともこれから購入する予定なんですか。

○議長（板橋恵一）

交通防災課長。

○交通防災課長（角田三雄）

これからそのデジタルに合ったものを購入するものでございます。

○議長（板橋恵一）

森議員。

○10番（森 長一郎議員）

これは一緒には購入はしなかった。ある。入っている。全部セットで。なるほどなるほど、わかりました。ありがとうございます。

○議長（板橋恵一）

いいの、確認しなくても。（「大丈夫です。わかりました」の声あり）

3番江口正夫議員。

○3番（江口正夫議員）

ちょっと1点お聞きしたいんですけども、入札執行調書のほうで、26ページですけども、入札者がこれを見ますと4社なんですけれども、その中の富士通マーケティングが極めて突出して額が大きいので、なぜこのようになったのか。仕様書を示してプレゼンか何かやっていると思うんですけども、これ何か理由があるんですか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

個々の理由についてはなかなか明確にはお伝えできません。ただ、想像としてこんなことだろうなというふうなことは、富士通マーケティング、これは富士通はいわゆるこの手の機器のいわゆる三本指に入る会社です。ですから、先ほど言いましたように消防のデジタル化が今どんどん進んでいますので、多分そちらで手いっぱいなんだろうと、それでこの札を入れてきたんだろうと。これ推測です。ということでございます。

○議長（板橋恵一）

江口議員。

○3番（江口正夫議員）

質問している私もその辺は奇妙な点なので、多分そういうお答えに近いことしか出ないんだろうなと思っていたんですけども、何を心配しているかといいますと、富士通さんはそういう、今部長が言われたようにこういう世界では非常に信用がございました。性能、品質の関係で、1番落札したのがパナソニックさんで、名はありますけれども、額的に大分差がありますので、この仕様書に合った品質、性能を確保できているのかというのがちょっと心配だったものですからお聞きしたもので、その点大丈夫だと思いますけれども、安物買いというの、いろいろとありますので、はっきり言いますと。だから、そこら辺はどうかなということで、多分大丈夫だと思いますが、一度確認のためにお願いします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

竹谷議員からの質問にもありましたように、我々はその予算を設定する際には2億ウン千万というふうな予算を設定させていただきました。言ってみればそれに近い数字ということではあると思うんですね。ですから、全然頑張らなかつたというところがあるんだろうというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第83号 平成25年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）

○議長（板橋恵一）

日程第6、議案第83号 平成25年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

この際議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第83号 平成25年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出にそれぞれ95万3,000円を追加し、総額285億4,292万1,000円とするものであります。

これは宮城海区漁業調整委員会委員補欠選挙の執行に当たり必要な予算措置を行うものであります。

詳細につきましては選挙管理委員会事務局長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

それでは、議案第 83 号の歳出より御説明申し上げます。

同じ資料の 16 ページをお願いいたします。16 ページでございます。

2 款 4 項 5 目海区漁業調整委員会委員選挙費でございます。これはただいま市長が申し上げましたとおり、昨年の選挙で選出されました宮城海区漁業調整委員会委員 9 名のうち 1 名の辞退に伴い欠員が生じたことの補欠選挙であります。10 月 8 日告示、同月 17 日に投票・開票の選挙となっております。改めまして、補正額は 95 万 3,000 円の増額補正であります。

説明欄 1 の海区漁業調整委員会委員選挙事業で選挙執行に係る経費で主なものは、1 節投票・開票に係る立会人等の報酬、3 節選挙事務に従事する職員の手当、11 節事務用品等の消耗品でございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に歳入でございますが、14 ページにお戻り願います。

15 款 3 項 1 目総務費委託金で、3 節選挙委託金で今回の選挙委託金として歳出と同額の 95 万 3,000 円を見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

ちょっと多賀城はこれだけということですが、この選挙をやるのに県はどれだけの費用が必要になっているかわかりますか。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

全体の経費についてはちょっとわかりませんが、ちなみに前回の海区の選挙に 3,300 人ほどの選挙人ございました。それで多賀城については約 100 万円の経費というふうになってございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

私はわかっているかと思って聞いたのよ。わかっていなければいいです。やはりこういう選挙、いろいろなことがあってこの新聞報道の内容だと思うんです。それでどれだけの県税を使っているのかということをおも理解しておかなければいけない。補欠選挙だ。いや、例えば病気で亡くなったとかならわかるけれども、今回は一連のいわば政策に対しての問題が機縁になって2名の人がやめて、1名は説得されてやめない、辞表取り消しをすると。もう1名はやめるということで、欠員が生じたから選挙になっているわけです。そのことによってどれだけの県税が使われているのかというのが、やはり我々も理解して知っておくことが大事だと思うんです。ですから、まあいい、きょうはわからなければ。これからやはりそういうこともよく調べておいたほうがよろしいのではないのかなというふうに思いますので、お願いしておきたいとします。

○議長（板橋恵一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいとします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第83号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 意見書案第2号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出について

○議長（板橋恵一）

日程第7、意見書案第2号 地方税財源の充実確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の吉田瑞生議員から提案理由の説明を求めます。

○15 番（吉田瑞生議員）

地方税財源の充実確保についてであります。内容は、一つは地方交付税の増額による一般財源総額の確保であります。地方単独事業を含めた社会保障関係経費の増など地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映すること。また、地方交付税については、本来の役割である税源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額することなどでありませぬ。もう一つは地方税源の充実確保等についてであります。地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5対5とすることなどでありませぬ。

以上、提案理由の説明といたします。議会運営委員会における全会一致によるものであることを申し添え、皆様の御賛同を賜ります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 意見書案第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について

○議長（板橋恵一）

日程第8、意見書案第3号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出についてを議題といたします。

この際意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の吉田瑞生議員から提案理由の説明を求めます。

○15 番（吉田瑞生議員）

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保についての意見書です。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっています。森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっておりま

す。

そのため、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めるものであります。

以上、提案理由の説明といたします。これまた議会運営委員会における全会一致によるものであることを申し添え、各位の御賛同を賜ります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより意見書案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 請願・陳情

○議長（板橋恵一）

日程第 9、請願・陳情に入ります。

陳情第 1 号 多賀城市災害公営住宅建設に係る要望書、陳情第 2 号 母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望、陳情第 3 号 違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書、陳情第 4 号 武雄市図書館の民間会社による管理・運営に関する声明書、陳情第 5 号 多賀城市水道事業に関する工事についての要望書、陳情第 6 号 多賀城駅北地区第一種市街地再開発に付いて、以上 6 件の陳情書が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

日程第 10 閉会中の継続調査について

○議長（板橋恵一）

日程第 10、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

閉会中の継続調査につきましては、各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 63 条の規定に基づきお手元に配付している事件について、各常任委員会及び議会運営委員会について平成 26 年第 1 回定例会まで閉会中の継続調査としたい旨申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第 11 議員派遣について

○議長（板橋恵一）

日程第 11、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 108 条の規定により、お手元に配付のとおり、新仙台火力発電所第 3 号系列新設工事の視察、二市三町議長団連絡協議会行政視察調査、宮城県市議会議長会秋季定期総会、宮城県市議会議長会議員研修会に議員を派遣することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については議長に一任願います。

○議長（板橋恵一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これにて平成 25 年第 3 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも長時間にわたりまして御苦労さまでございました。

午後 4 時 17 分 閉会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 25 年 9 月 27 日

議長 板橋 恵一

署名議員 戸津川 晴美

同 江口 正夫